

風水害等災害対策計画編

風水害等災害対策計画編 目次

第1編 総 則

第1章	計画の目的	1
第2章	基本理念および重点を置くべき事項	3
第3章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5

第2編 災害予防計画

第1章	防災協働社会の形成推進	13
第2章	水害予防対策	18
第3章	事故・火災等予防対策	22
第4章	建築物等の安全化	29
第5章	都市の防災性の向上	35
第6章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	37
第7章	避難行動の促進対策	42
第8章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	47
第9章	広域応援体制の整備	54
第10章	防災訓練及び防災意識の向上	56
第11章	防災に関する調査研究の推進	60

第3編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	61
第2章	避難行動	72
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	79
第4章	応援協力・派遣要請	90
第5章	救出・救助対策	96
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	98
第7章	交通の確保・緊急輸送対策	101
第8章	水害防除対策	106
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	111
第10章	水・食品・生活必需品等の供給	115
第11章	環境汚染防止及び地域安全対策	119
第12章	遺体の取扱い	121
第13章	ライフライン施設等の応急対策	123
第14章	航空災害対策	129
第15章	鉄道災害対策	132
第16章	道路災害対策	134
第17章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	136
第18章	高圧ガス災害対策	138
第19章	大規模な火事災害対策	139
第20章	地階等における都市ガス災害対策	141
第21章	放射性物質及び原子力災害応急対策	143
第22章	住宅対策	157
第23章	学校における対策	162

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	165
第2章	公共施設等災害復旧対策	166
第3章	災害廃棄物処理対策	169
第4章	被災者等の生活再建等の支援	171
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	174
第6章	放射性物質及び原子力災害事後対策	175
地震災害対策計画		177
様式編		384
資料編		419
参考編		480

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

第 1 節 目 的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、岩倉市防災会議が定めるもので、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格及び基本方針

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、岩倉市防災会議が岩倉市の地域に係る防災計画として作成する「岩倉市地域防災計画」の「風水害・原子力等災害対策計画」編として、風水害・原子力等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 岩倉市防災会議は、毎年、岩倉市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「愛知県尾張水害予防組合水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (5) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」及び「愛知県地域強靱化計画」とも十分な調整を図るものとする。

第 3 節 構 成

災害対策の基本は「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事故の復旧に努める」ことで、この 3 本の柱で本計画を構成する。

- 第 1 編 総 則
- 第 2 編 災害予防計画
- 第 3 編 災害応急対策計画
- 第 4 編 災害復旧・復興計画

第 4 節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都

市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

(1) 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- ア 台風による災害
- イ 集中豪雨等異常気象による災害
- ウ 大規模な火災
- エ 危険物の爆発等による災害
- オ 可燃性ガスの拡散
- カ 有毒性ガスの拡散
- キ その他の特殊災害

(2) 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3 に基づき指定された各浸水想定区域

第 5 節 市地域防災計画の作成又は修正

岩倉市防災会議は、毎年本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行う。

本計画を修正する場合は、「愛知県地域防災計画」を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、本市の実情に応じた細部の検討を行うものとする。

第2章 基本理念および重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「健康で明るい緑の文化都市」を将来都市像に掲げ、その実現を目指してまちづくりを行っている本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、**住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し**、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画、愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画の位置付けと地区住民等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。

- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の指示を行う。
- (5) 被災者の救助を行う。
- (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (7) 水防活動及び消防活動を行う。
- (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (10) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (11) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (12) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (13) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (14) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (15) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (17) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 県関係機関

(1) 県

- ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- イ 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- ウ 災害広報を行う。
- エ 避難の指示を代行することができる。
- オ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- カ 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- キ 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ク 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。
- ケ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- コ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- サ 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- シ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- ス 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- セ 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- ソ 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- タ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- チ 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ツ 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

- テ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- ト 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- ナ 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- ニ 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- ヌ 県が管理する河川について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

(2) 愛知県江南警察署

- ア 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関するを行う。
- イ 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- ウ 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- エ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- オ 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- カ 人命救助を行う。
- キ 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- ク 災害時における交通秩序の保持を行う。
- ケ 警察広報を行う。
- コ 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- サ 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。
- シ 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- ス 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

(3) 愛知県尾張県民事務所

- ア 災害に関する情報の収集伝達を行う。
- イ 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- ウ 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

(4) 愛知県一宮建設事務所

- ア 公共土木施設に対する応急措置を行う。
- イ 公共土木施設の新設改良及び災害復旧を図る。
- ウ 県が管理する河川について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

(5) 愛知県江南保健所

- ア 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- イ 災害救助法に基づく医療及び助産を行う。

3 指定地方行政機関

(1) 名古屋地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(2) 中部地方整備局

ア 災害予防

(ア) 降雨、河川水位などについて観測する。

(イ) 木曽川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔（木曽川中流・木曽川下流・長良川下流・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路）氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。

(ウ) 木曽川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。

(エ) 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。

(オ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。

(カ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。

イ 初動対応

(ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

(イ) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

ウ 応急復旧

(ア) 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。

(イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

(ウ) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。

(エ) 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

(オ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。

(カ) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。

(キ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。

(3) 愛知労働局

ア 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。

イ 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。

ウ 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。

エ 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を

講ずるように要請する。

オ 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

カ 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。

キ 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。

ク 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の 4.5 割～8 割に相当する額）の支給を行う。

4 指定公共機関

(1) 独立行政法人都市再生機構

ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。

イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としての UR 賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

(2) 日本赤十字社

ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

イ 避難所の設置に係る支援を行う。

ウ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。

エ 血液製剤の確保と供給を行う。

オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

カ 義援金等の受付及び配分を行う。

なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。

(3) 日本郵便株式会社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。

オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉

書等寄附金を配分する。

(4) 中部電力株式会社（※1）、株式会社 J E R A

ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

イ 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。

（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）

(5) 東邦瓦斯株式会社（※）

ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。

イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

(6) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

ア 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

(7) 西日本電信電話株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

カ 気象等警報を市町村へ連絡する。

キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

(8) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

(9) KDD I 株式会社

ア 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。

イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

(10) 株式会社NTTドコモ

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

(11) ソフトバンク株式会社

- ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(12) 楽天モバイル株式会社

- ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン－イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

- ア 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

5 指定地方公共機関

(1) 愛知県尾張水害予防組合

- ア 水防施設、資機材の整備と管理を図る。
- イ 水防計画の作成とその実施の推進をする。

(2) 一般社団法人愛知県トラック協会

- ア 災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

(3) 名古屋鉄道株式会社

- ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- イ 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- ウ 死傷者の救護及び処置を行う。
- エ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

(4) 一般社団法人愛知県L P ガス協会

- ア L P ガス設備の災害予防措置を講ずる。
- イ 発災後は、L P ガス設備の災害復旧をする。

(5) 報道機関

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
- イ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- ウ 放送施設の保守を行う。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 岩倉市医師会

- ア 医療及び助産活動に協力する。
- イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。

- ウ その他市が実施する災害応急対策等について協力する。
- (2) 尾北歯科医師会岩倉地区会
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
 - ウ その他市が実施する災害応急活動等について協力する。
- (3) 尾北薬剤師会岩倉支部
 - ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適性使用に関する活動に協力する。
- (4) 産業経済団体
 - ア 愛知北農業協同組合岩倉支店、岩倉市商工会、岩倉市建設協力会は、それぞれの関係の被害調査応急対策を行うとともに、その関係業務について市が実施する災害応急対策に協力する。
- (5) 文化、厚生、社会団体
 - ア 日本赤十字社愛知県支部岩倉市地区奉仕団、婦人会等は、被災者の救助活動及び義援金の募集及び受付を行う。

第3節 地域の自然的条件

この計画に定める地域の地勢、気象等の自然的条件は、次のとおりである。

- 1 地勢

岩倉市は、東経 136 度 52 分 17 秒、北緯 35 度 16 分 46 秒に位置し、愛知県の北西部に当たり、地層は沖積層である。

地域は、東西 4 キロメートル、南北 4.5 キロメートルである。(いずれも最長距離) 面積は 10.47 平方キロメートルである。

標高は、市街地付近で約 9.6 メートル、最高地は井上町の 12 メートル、ついで神野町 11.7 メートル、大市場町の 9.3 メートルである。最低部は北島町で 7.7 メートルほどである。
- 2 気象

本市の気象は、全体として表日本式の温暖な気候区に属している。降雨日数は、年 50 日位、雨量は、年 1,800 ミリメートル位で、7、8、9 月に多く降っている。

降雪日数は、年数回あるが、そのほとんどが積雪するまでにいたっていない。

岩倉市の地層

調査地点 岩倉北小学校		北島町釜田地内	
	表土、砂まじり		表 土
2.1m	黒色粘土	2.2m	玉石砂利
5.3m	せき れき 石 礫(砂利質)	10.1m	砂
		10.5m	
15.2m	黒色粘土		玉石砂利
15.8m	砂	19.7m	粘土
17.5m	粘 土		
20.0m	砂		
21.5m	黄赤色粘土		
22.7m	れき 礫		
27.7m	砂	28.4m	
28.0m	れき 礫		玉石砂利
36.7m		37.5m	

第2編 災害予防計画

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、県民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 市民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市の防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の地区の住民及び事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市及び県における措置

(1) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、女性消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(2) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(3) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

市及び県は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年愛知県防災会議決定）に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(4) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(5) 災害中間支援組織の育成等

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域におい

て災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(6) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

(ア) 市は、ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

(イ) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。

(ウ) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ

を行う。

イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控え

させるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章 水害予防対策 第4節 浸水想定区域における対策 5、6、7 参照

2 市、県及び商工団体等における措置

市、県及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市、県及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市、県及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害予防対策

■ 基本方針

- 洪水を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて市域の保全を図る。

第1節 河川防災対策

1 中部地方整備局、県及び市における措置

(1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

一級河川の本川については、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。一級河川の支川や二級河川についても同様に河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備も併せて実施する。

(3) 流域水害対策

新川流域については、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。

なお、東海豪雨などを契機に、平成18年に新川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定している。

(4) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(5) 河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位等について、メールによる情報配信を行う。

(6) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知

させなければならない。

(7) 住民の自発的な行動の促進

県は、水害に直面した際に、住民が適切な行動を選択できるよう、住民目線の情報提供と住民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

(8) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、気象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当省会議を開催する。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

2 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

第2節 雨水出水対策

1 市における措置

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

第3節 浸水想定区域における対策

1 市における措置

(1) 市地域防災計画に定める事項

市は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、（ウ）の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

（ア）地下街等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

（イ）要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

（ウ）大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。

3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（１）、（２）をしなければならない、又は（３）のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

4 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第４節 農地防災対策

1 東海農政局、県、市における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

第3章 事故・火災等予防対策

■ 基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

第1節 鉄道災害対策

1 県、警察及び市（消防機関）における措置

大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

2 中部運輸局、県、警察及び市（消防機関）における措置

(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理

大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(2) 防災体制の強化

大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第2節 道路災害対策

1 道路管理者における措置

(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第4章第1節「交通関係施設対策」により実施する。

2 道路管理者、警察及び市（消防機関）における措置

(1) 実践的な訓練の実施

大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

3 市、県及び警察における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

1 市及び県における措置

(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

市及び県は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

県及び市は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

2 市における措置

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

3 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

4 危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、市及び県における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

第4節 高圧ガス保安対策

1 高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県及び市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

第5節 地階等の保安対策

1 地階等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県、県警察及び市における措置

万一、地階等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

2 地階等の所有者・管理者・占有者における措置

- (1) 防火避難施設の点検整備
- (2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備
- (3) 非常用通信設備の整備充実
- (4) 利用者に対する避難設備の設置場所等の広報、従業員に対して消防計画の周知徹底

3 市における措置

- (1) 査察の強化
消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。
- (2) ガス事業者との連携強化
ガス事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等を申合せ平常時から実施する。
- (3) 消防施設の整備充実
地階等の災害に対処するため消防用設備等の整備、充実に努めるものとする。

4 江南警察署における措置

- (1) 情報収集・連絡体制等の整備
消防機関等関係機関と連携し、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備を図る。
- (2) 保安施設の整備指導
消防機関と連携して、保安施設の整備について指導を行う。
- (3) 救出救助用資機材の整備
大規模地下災害に対処できるように救出救助用資機材の整備に努める。

5 ガス事業者における措置

安全型機器・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。

第6節 放射性物質災害及び原子力災害予防対策

1 放射性物質災害予防対策

- (1) 防災対策の実施
事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。
 - ア 関係法令の遵守
 - イ 盗難及び不正持ち出し防止の推進
 - ウ 施設の不燃化等の推進
 - エ 放射線による被ばくの予防対策の推進
 - オ 施設等における放射線量の把握

カ 自衛消防体制の充実

キ 通報体制の整備

ク 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施

ケ 防災訓練等の実施

(2) 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（事業者、県、市、県警察、愛知労働局、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

(3) 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。

(4) 安定ヨウ素剤の備蓄

市は、放射線による緊急事態発生時に備え、被ばくによる健康被害を防ぐ安定ヨウ素剤の備蓄に努めるものとする。ただし、投与する場合は岩倉市医師会の協力を得て行う。

(5) 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。

(6) 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

2 原子力災害予防対策

(1) 原子力事業者との連携

県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。

ア 原子力事業者との通報・連絡体制の整備

県は、近隣県にある原子力発電所等を持つ原子力事業者との通報・連絡体制の整備に努める。

イ 県と4原子力事業者との情報交換等の実施

県と4原子力事業者は、情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、情報交換等を適宜実施し、相互の連携強化を図るものとする。

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、隣接県、市、原子力発電所等が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関と核燃料物質等や原子力災害に関する原子力防災の基礎知識の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

ア 県と関係機関相互の連携体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、夜間休日

の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。

イ 隣接県等との情報交換、連絡調整窓口の確認

県は、緊急時の環境放射線量等のデータに関し、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEED I（スピーディ）ネットワークシステム）等による予測データを隣接県等と情報共有を図ることができるよう、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。

(3) 原子力防災に係る専門家との連携

ア アドバイザーの設置

県は、原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。

イ 専門家の派遣要請の手続きの確認

県及び市は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

(4) 防災対策の実施

原子力事業者は、以下の原子力災害予防対策を行う。

ア 原子力防災体制の整備

イ 原子力防災組織の運営

ウ 輸送容器周辺の放射線量の把握

エ 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備

オ 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

カ 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検

キ 原子力防災教育の実施

ク 原子力防災訓練の実施

ケ 関係機関との連携

(5) 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。

なお、施設の選定にあたっては、放射性ブルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくものとする。

さらに、市は、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

(6) 環境放射線モニタリングの実施等

ア 環境放射線モニタリングの実施

県は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による県内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、本県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査（以下「環境放射能調査」という。）について、環境調査センターを始め県内5か所で空間放射線量のモニタリング等を実施し、その結果について同庁に報告するとともに

に、ウェブページで公表を行う。

イ 可搬型測定機器の取扱の習熟

市及び県は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じて、その習熟に努める。

(7) 緊急輸送態勢の確保

ア 県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、**災害等発生前における**緊急通行車両の**確認申出**の推進に努める。

イ 県は、国及び関係市町村等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する立入制限及び緊急輸送活動を円滑に行えるよう情報連絡体制の維持に努める。

(8) 健康被害防止に係る整備

ア 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力委災害拠点病院等の連絡先を把握する。

イ 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（原子力事業者、市、県警察、県、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図る。

ウ 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市及び県は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めることとする。

エ スクリーニング及び人体の除染の体制の整備

市及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。

オ 原子力災害医療調整官の配置

県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う原子力災害医療調整官をあらかじめ定めておく。

(9) 風評被害対策

ア 市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時から的確な情報提供等に努めることとする。

イ 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。

ウ 市及び県は、市民等に対し、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、(11)に定める知識の普及と啓発を行う。

(10) 市民等への的確な情報伝達体制の整備

ア 県は、国及び市と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。

イ 市及び県は、市民の的確な行動につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備及び(12)に定める研修の充実を図る。

ウ 県は、国、市と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、

あらかじめその方法、体制等について定める。

エ 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び市と連携し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

オ 県は、災害情報共有システム（Lアラート）の活用などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、Web サイト、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

（11）原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市及び県は、市民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

ア 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること

イ 原子力災害とその特殊性に関すること

ウ 県、市及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること

エ 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

（12）原子力防災業務関係者に対する研修

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、市及び県は、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

ア 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること

イ 原子力発電所等の概要に関すること

ウ 原子力災害とその特殊性に関すること

エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

オ モニタリング実施方法及び機器に関すること

カ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容

キ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

ク その他緊急時対応に関すること

（13）原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

市及び県は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には4原子力事業者に協力を求める。

（14）県外からの避難者の受入に関する事前調整

県は、避難元都道府県の要請に基づき、県外からの避難者の受入れが円滑に行われるよう、事前に受入れ体制の調整に努めるものとする。

第4章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

第1節 交通関係施設対策

1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸、空における各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

2 道路

市は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

3 鉄道

名古屋鉄道株式会社は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

第2節 ライフライン関係施設対策

1 市及び施設管理者等における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートの選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することもあると考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先

等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、**製造所・供給所等**においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

(7) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

5 下水道

下水道管理者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び県民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第3節 文化財保護対策

1 市における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

3 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

第4節 防災建造物整備対策

1 市、県、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置

- (1) 公共建築物の不燃化
公営住宅、公団住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。
- (2) 優良建築物等整備事業の推進
市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

2 独立行政法人住宅金融支援機構及び日本政策投資銀行における措置

中高層耐火建築物を建設する中小企業者の組織及び市街地再開発事業を施行する組合に対して融資を行い、耐火建築物の建設を促進する。

3 市及び県における措置

- (1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保
防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。
- (2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

4 市、県及び公立・私立学校管理者における措置

- (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持
文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (2) 文教施設・設備等の点検及び整備
文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。
災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。
- (3) 危険物の災害予防
化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第5章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

1 市における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン、岩倉市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 市における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進

1 市における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

市は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

1 市における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

- 風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

1 市及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

(ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(ウ) 電気・水・食料等の確保

(エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(オ) 重要な行政データのバックアップ

(カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連

絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、県等と共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(9) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、庁舎の屋上に県計画により番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

2 消防機関（市）における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3 水防機関（市）における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

4 名古屋地方气象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

5 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信施設・設備等

ア 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、**デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築**など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 防災情報システムの整備

市、県及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

また、市及び県は、災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

6 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。

7 道路等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

8 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場

合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

9 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水の危険性に配慮する。

10 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、岩倉市災害廃棄物処理計画（平成31年3月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

11 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第7章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 県における措置

県は、市に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

3 県（防災安全局）、市及びライフライン事業者における措置

県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

1 市における措置

(1) 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

ア 広域避難場所

市長は、住民の生命・身体を安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難

場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

- (ア) 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。
- (イ) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (ウ) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- (エ) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (オ) 広域避難場所は、大規模なけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (カ) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
- (キ) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

イ 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

(2) 避難路の選定

緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ア 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- エ 浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること
- イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること
 - (ア) 気象予警報及び気象情報
 - (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報
 - (ウ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報
- ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること
 - 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生または切迫している状況〔警戒レベル5〕において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 浸水想定区域のある市における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）の指定を受けた区域のある市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項やその他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

市地域防災計画で具体的に定めるに内容については、第2章第3節に定めるところによる。

3 避難行動要支援者の避難対策

第8章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

1 市、県及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難

所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 緊急避難場所、避難所の名称

イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

ウ 避難地区分け

エ 緊急避難場所、避難所への経路

オ 緊急避難場所、避難所の区分

カ その他必要な事項

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること)

(ウ) 洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。

(エ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における県民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

1 市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政区を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

エ 一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は 1～2m 以上空ける
（※人数に応じて区画の広さは調整する）。

オ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 福祉避難所の整備

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について 必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

- ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等
- (5) 避難所の破損等への備え
市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。
- (6) 避難所の運営体制の整備
ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。
イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。
また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者の範囲

- ① 生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者をいう。
- ② 要介護認定3・4・5を受けている者
- ③ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ④ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑥ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑦ 上記要件から漏れた者で、自ら避難することが困難で、登録を望む者
- ⑧ 上記以外で自主防災組織が支援の必要を認めた者

(ウ) 地域ぐるみの避難行動要支援者支援

市は、長寿介護課、福祉課、健康課、子育て支援課、協働安全課及び消防本部の連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している民生委員、社会福祉協議会、福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の策定等に努めるものとする。

また、避難行動要支援者の避難支援には、市内すべての住民が避難支援者となる必要があることを認識する体制づくりに努めるものとする。

(エ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、

避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

(オ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(カ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿に登載された情報を利用・提供できる避難支援等関係者の範囲は、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防団、江南警察署、岩倉市社会福祉協議会とする。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明および意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、周知を行う。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲は、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防団、江南警察署、岩倉市社会福祉協議会とする。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について努めるものとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、市の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用しての円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、

当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(6) 災害ケースマネジメント

県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第9章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

- 市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 市における措置

市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

(1) 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

1 市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や市、国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 市及び県における措置

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第 10 章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第 1 節 防災訓練の実施

1 市及び県等における措置

市は、国や県等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 消防訓練

市等は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市町村及び県等が合同して実施するものとする。

イ 避難・救助訓練

市その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、地下街、高層建築物等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練、についても実施に努めるものとする。

特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

ウ 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

エ 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。

(2) 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

(3) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(4) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(5) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(6) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部等において応急対策活動に従事する要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

2 市及び公立・私立学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、市の防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 市における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるこ

とができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県が提供する災害に関するビデオなどを、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識

オ 警報等や避難情報の意味と内容

カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

ク 避難生活に関する知識

ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）

コ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、防災・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等你的生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(4) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市及び公立・私立学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

（ア）通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

（イ）平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

（ウ）異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

（エ）児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

（オ）幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

（カ）高等学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに（ア）から（エ）までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

（ア）異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

（イ）通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

（ウ）登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第 1 1 章 防災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

- 災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繫を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

1 市及び県における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域及び火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

2 市における措置

(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(2) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

3 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 組織計画

1 岩倉市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、防災行政を総合的計画的に運営するため、市長を会長として愛知県警察官、市職員、市教育長、消防機関の長、指定地方公共機関の職員、市議会議員及び特に必要と認めた者のうちから市長が任命した者を委員として20人以内をもって組織するものであり、市の業務を中心に市区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含して市長の附属機関として設置し、その所掌事務は防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るものである。

2 岩倉市災害対策本部

災害発生時に市長を本部長として、市の職員で構成するものであり、その所掌事務としては、水防、災害救助、その他の災害応急対策活動を包括している。

(1) 災害対策本部の組織

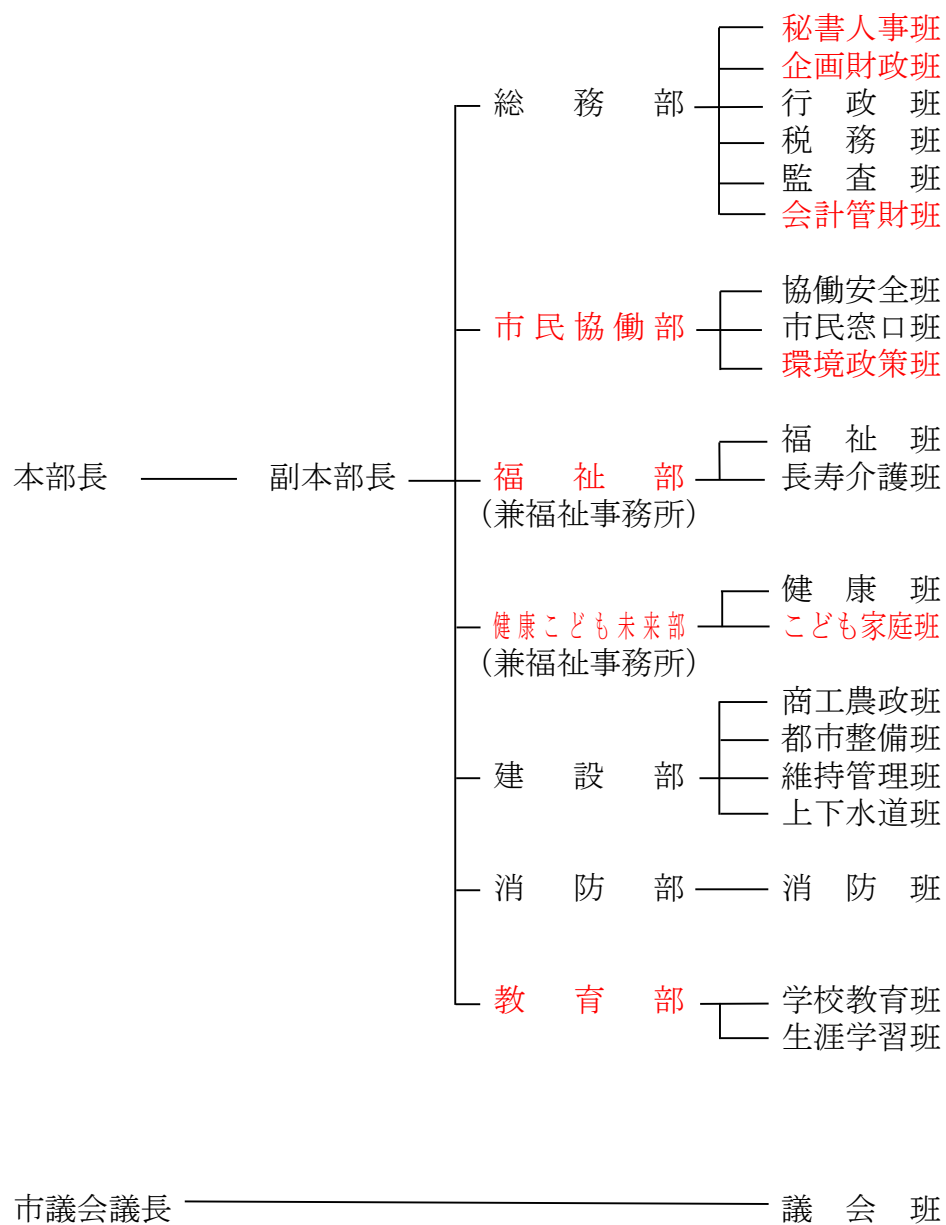
災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに岩倉市災害対策本部条例に定めるところによる。

(2) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、非常配備体制の区分に定めるところにより設置し、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと本部長が認めたときに廃止する。

なお、災害の初動対策を確立するために事前に「警戒本部」を設置し、その後、災害対策本部を設置するものとする。

3 防災組織図及び業務分担



岩倉市災害対策本部業務分担表

班名	班長名 (平常時の職名)	所掌事務
秘書人事班	秘書人事課長	1 災害時の出動職員の管理に関する事 2 本部長及び副本部長の災害地視察に関する事 3 国及び県関係者等の災害地視察に関する事 4 電話等による被害の通報の受付及び通報の整理伝達に関する事 5 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応答に関する事 6 避難の指示等の災害広報に関する事 7 各報道機関その他関係機関に対して災害対策の発表情報の提供に関する事
企画財政班	企画財政課長	1 災害復興計画の企画立案に関する事 2 災害援助費の予算経理に関する事 3 応急復旧及び復旧資金の調達に関する事
行政班	行政課長	1 市有自動車の配車計画の作成及び実施に関する事 2 本庁舎（災害対策本部）の機能保持 3 情報システム機器等の被害状況調査及び復旧に関する事
税務班	税務課長	1 罹災世帯の被害状況の調査に関する事 2 遺体の収容及び火葬に関する事
監査班	監査委員事務局長	1 各班への応援に関する事
会計管財班	会計管財課長	1 市有財産の被害調査に関する事

		2 市有財産の災害復旧に関する事 3 災害に関する各種契約に関する事 4 義援金の収納に関する事 5 応急救助に要する経費の支出に関する事 6 災害救助基金の運用及び出納に関する事 7 義援・救援物資の受付に関する事
協働安全班	協働安全課長	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 防災会議の庶務に関する事 3 災害応急対策全般の調整に関する事 4 被害状況等の取りまとめに関する事 5 自衛隊の派遣要請及び活動状況のとりまとめに関する事 6 国、県、関係機関等との連携調整に関する事 7 避難の指示に関する事 8 罹災証明に関する事 9 行政無線の機能確保に関する事 10 罹災時の交通安全対策の総合的企画及び連絡調整に関する事 11 応援、協力者の宿舎、給食に関する事 12 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事 13 被災外国人に対する情報提供及び相談に関する事 14 その他災害についての資料の収集及び提供に関する事
市民窓口班	市民窓口課長	1 物資の調達・管理・配布に関する事 2 死亡届及び遺体の埋火葬の許可等に関する事
環境政策班	環境政策課長	1 清掃及び消毒方法に関する事 2 汚物処理、その他環境衛生に関する事

		3 処理施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 4 仮設トイレの調達、設置、管理に関すること
福祉班	福祉課長	1 被災者生活再建支援に関すること 2 避難行動要支援者の救護に関すること 3 福祉関係団体との連絡調整に関すること 4 災害ボランティアの受入れ及び設置に関すること 5 社会福祉施設等、その他関係機関との連絡調整に関する こと
長寿介護班	長寿介護課長	1 高齢者の生活再建支援に関すること 2 福祉関係団体との連絡調整に関すること 3 社会福祉施設等、その他関係機関との連絡調整に関する こと
健康班	健康課長	1 災害防疫に関すること 2 感染症予防に関すること 3 医療、助産及び救護に関すること 4 医療関係施設の被害調査に関すること 5 避難所等の保健指導に関すること 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること 7 医師会等医療関連との連絡及び調整に関すること 8 被災者の保健医療及び保健相談に関すること
こども家庭 班	こども家庭課長	1 保育園その他関係施設の被害調査及び復旧に関すること 2 主食及び副食の調達に関すること 3 炊き出しに関すること 4 帰宅困難者に関すること

商工農政班	商工農政課長	1 農畜産業者の被害調査及び災害復旧に関すること 2 農業者の復旧資金のあっせん助成に関すること 3 愛知北農業協同組合岩倉支店、岩倉市商工会、関係諸団体の連絡に関すること 4 農地の被害調査及び復旧措置に関すること 5 家畜の防疫に関すること 6 商工業者の被害調査及び応急復旧の指導に関すること 7 ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作及び巡視に関する こと 8 用排水路等農業施設に関すること
都市整備班	都市整備課長	1 応急危険度判定に関すること 2 被災住宅の応急修理に関すること 3 応急仮設住宅に関すること 4 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること 5 都市施設の被害調査及び応急復旧に関すること 6 災害復興都市計画に関すること
維持管理班	維持管理課長	1 道路・橋梁の被害状況調査に関すること 2 道路・橋梁の機能確保・復旧工事に関すること 3 都市施設の被害調査及び応急復旧に関すること 4 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること 5 河川等の防災応急工作及び復旧工事に関すること
上下水道班	上下水道課長	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 下水道の防災措置及び応急復旧に必要な資機材の調整、管理に関すること 3 災害時の飲料水の供給に関すること 4 飲料水の給水源の確保に関すること

		5 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 6 水道関係機関、団体等との連絡及び調整に関すること 7 広域給水応援の受入れに関すること 8 被災地の応急給水に関すること
消防班	総務課長	1 消防団員の指揮、出動に関すること 2 緊急消防援助隊に関すること
	消防署長	1 消防活動に関すること 2 被災者の救護に関すること 3 行方不明者の捜索に関すること
学校教育班	学校教育課長	1 学校等の連絡に関すること 2 被災児童及び生徒の把握及び対応に関すること 3 学校施設の防災並びに災害調査及び応急復旧に関すること 4 学校施設の防災措置及び応急復旧資機材の調達、管理に関すること
生涯学習班	生涯学習課長	1 生涯学習施設の防災措置及び応急復旧用資機材の調達、管理に関すること 2 体育文化施設の防災並びに災害調査及び応急復旧に関すること

第2節 動員計画

災害応急対応を円滑に実施するため、平常時において組織を確立しておき非常の際には、これに基づき速やかに行動するものとする。

市災害対策本部における職員の動員の要領は次のとおりとする。なお、要員（資機材を含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

1 非常連絡及び動員

- (1) 防災行政用無線担当職員は、非常配備に該当する注意報、警報及びその他の情報を受信したときは、直ちに総務部長に連絡する。
- (2) 連絡を受けた総務部長は、直ちに市長に連絡し、非常配備の指令及びその他必要な指示を受け、直ちに各部長に連絡する。
- (3) 各部長は、班長に連絡し、非常配備担当職員を動員する。

2 非常配備体制の区分

- (1) 非常配備の区分は、次の3段階とする。

- ア 第1非常配備
- イ 第2非常配備
- ウ 第3非常配備

- (2) 第1非常配備

- ア 第1非常配備の基準は次のとおりとする。

- (ア) 岩倉市に大雨、洪水注意報のいずれかが発表された場合で、本部長が必要と認めたとき。

- イ 第1非常配備人員は、次のとおりとする。

- (ア) 協働安全班及び当直の消防職員

- ウ 第1非常配備の活動は、次のとおりとする。

- (ア) 風水害等に関する情報を収集するとともに、水防資機材等の点検整備を実施する。

- (3) 第2非常配備

- ア 第2非常配備の基準は次のとおりとする。

- (ア) 岩倉市に大雨、暴風、暴風雪、大雪の特別警報及び、大雨、暴風、洪水、大雪警報のいずれかが発表された場合で、本部長が必要と認めたとき。

- (イ) 木曽川洪水警報が発表されたとき。

- イ 第2非常配備の人員は、次のとおりとする。

- (ア) 1から2班の班員とする。なお、被害状況により班を増強する。

- ウ 第2非常配備の活動は、次のとおりとする。

- (ア) 風水害等に関する情報を収集するとともに、災害応急活動を実施する。

- (4) 第3非常配備

- ア 第3非常配備の基準は次のとおりとする。

- (ア) 風水害等大規模な災害が発生するおそれがあるとき。

- イ 第3非常配備の人員は、次のとおりとする。

(ア) 全部の部員

ウ 第3非常配備の活動は、次のとおりとする。

(ア) 本部の全力をあげて災害応急対策活動を実施する。

(5) 災害非常配備班

あらかじめ定められた災害非常配備班別編成表により、「災害非常配備活動マニュアル」に基づき、班長の指示により配備につかなければならない。

(6) 職員の非常登庁

気象警報等の発表により自動的に災害非常配備班に指令させられる場合は、市役所の地下談話室で配備に付く。

3 休日等の動員

休日等における非常配備の動員については、次のとおりとする。

(1) 休日その他勤務を要しない日又は勤務時間外における動員その他の連絡は、電子メール、電話を利用して行う。

(2) 連絡を受けた非常配備担当職員は、直ちに登庁し、所定の配備態勢に就く。

(3) 非常配備担当職員は、非常配備に該当する注意報、警報及びその他の情報に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により、直ちに登庁しなければならない。

第3節 災害用資機材等の整備計画

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材の備蓄整備等は、平素からその備蓄に留意するものであるが、まだ十分とは言えないので、別に定める整備計画に基づいて整備するものとする。

なお、水防資機材については、尾張水害予防組合の水防倉庫にある資材を尾張水害予防組合管理者の承諾を得て活用する。

第4節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努め

るものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第5節 災害救助法の適用

1 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う救助の種類は、避難所の供与及び要配慮者の輸送とする。

(3) 市への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市に委任する。なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類		実施者	
		局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の設置		市（県が委任）	
応急仮設住宅の設置		県	
食品の給与		市（県が委任）	
飲料水の供給		市（県が委任）	
被服、寝具の給与		市（県が委任）	
医療、助産		市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出		市（県が委任）	
住宅の応急修理		市（県が委任）	県
学用品の給与			
	市立学校児童生徒分	市（県が委任）	
	県立学校、私立学校等児童生徒分	県	
埋葬		市（県が委任）	
死体の捜索及び処理		市（県が委任）	

(4) 救助の委任の留意点

市へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

(5) 災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

2 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 51 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 気象警報等の伝達

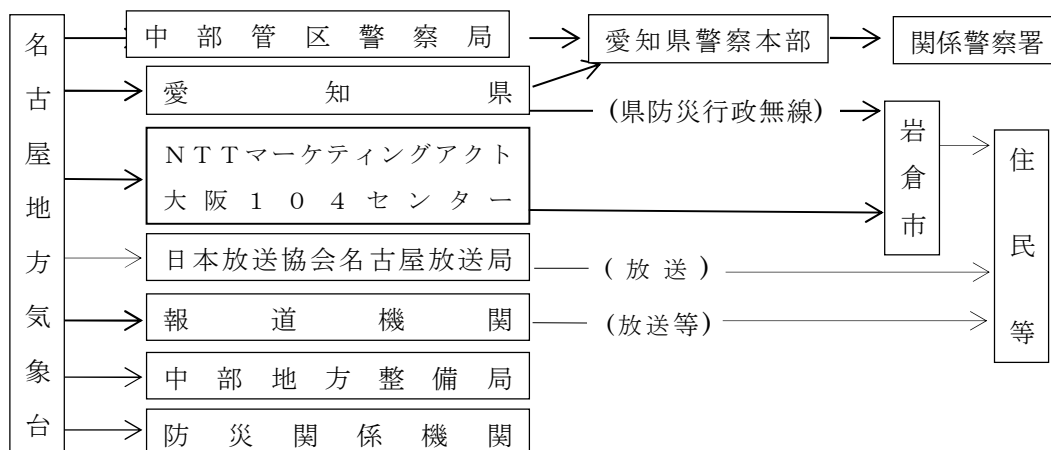
1 市における措置

市は、市地域防災計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する。

2 気象警報等の伝達系統

(1) 気象警報等の伝達系統図

重要な気象情報は、下記系統によって伝達される。市における情報収集は、主に県防災行政無線の一齐指令あるいは、N T Tマーケティングアクト大阪 104 センターからの伝達により収集するが、本部が設置されたときは、テレビ、ラジオ放送を通じても収集する。

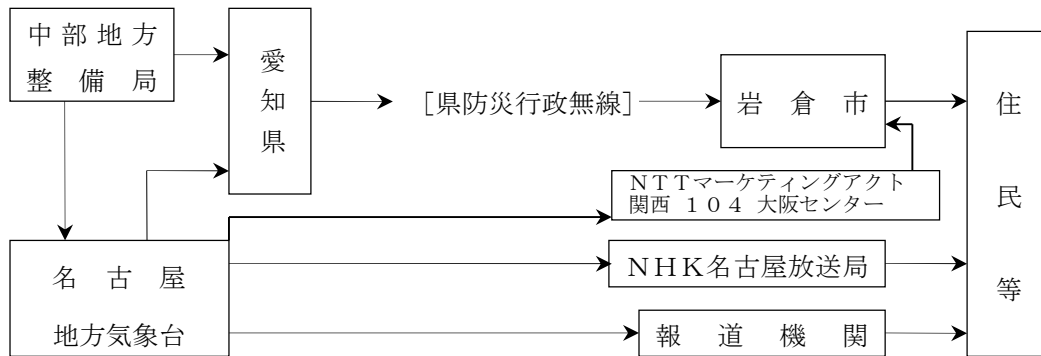


(注) 1 伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

2 N T Tマーケティングアクト大阪 104 センターには、警報についてのみ伝達を行う。

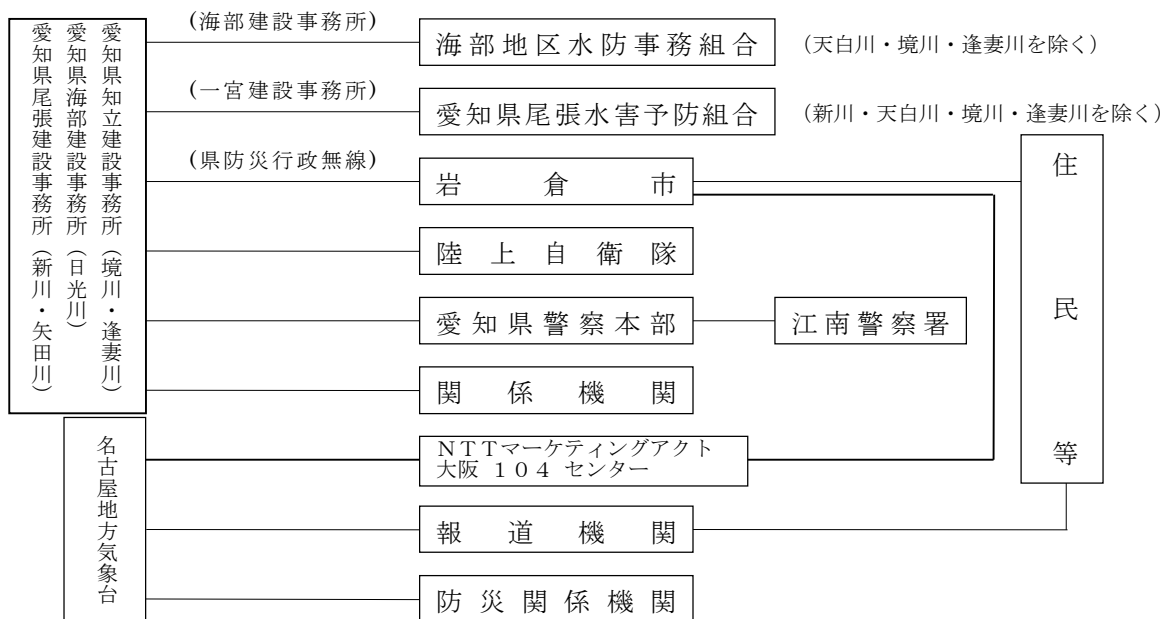
(2) 木曽川洪水予報の伝達



中部地方整備局と名古屋地方気象台とが共同して発表する木曽川洪水予報（注意報警報）は、愛知県土木部河川課から伝達される。

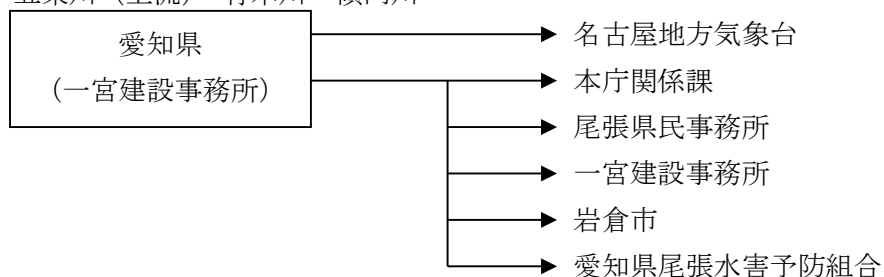
(3) 新川洪水予報の伝達

知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報
 新川・天白川・日光川・境川・逢妻川洪水予報
 新川・天白川・日光川・境川・逢妻川洪水予報



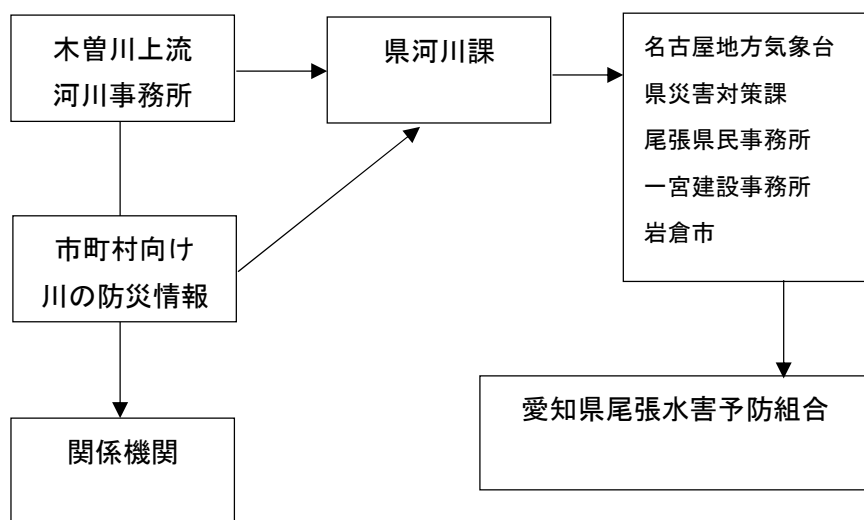
(4) 水位周知河川（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）

知事が通知する水位周知河川（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）
 五条川（上流）・青木川・領内川



(5) 水防警報の伝達系統

国土交通大臣が水防警報を行う河川
木曽川（犬山・笠松・起地区）



3 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 市における措置

(1) 避難情報

速やかに立ち退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生または切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア 〔警戒レベル5〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令されるものではない。

イ 〔警戒レベル4〕避難指示

気象警報や、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリー

ドタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

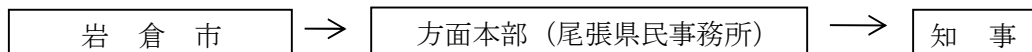
カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

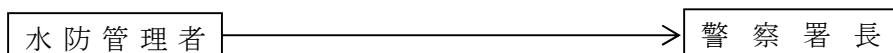
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫しているとき、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

(1) 洪水等のための立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫しているとき、立退くことを指示する。

(2) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア 市町村長への助言

知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

イ ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

(3) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

(4) 自衛隊、警察に対する応援要請

県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊、警察へ応援を要請する。

(5) 他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

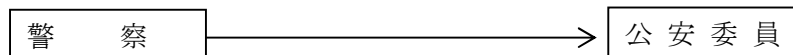
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

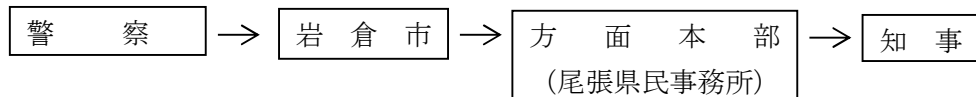
市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示する。

(3) 報告・通知等

ア (1) の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）



5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

(1) 市長への助言

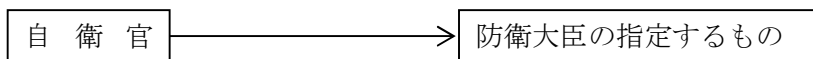
名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

6 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第 94 条）



7 避難の指示の内容

市長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

8 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、警察、自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、次の事項に留意し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であつた者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市から要求があつた場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

2 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

ア 運送すべき人

イ 運送すべき場所

ウ 期日

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 51 条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、当該市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、県が定める「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」に基づき実施するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

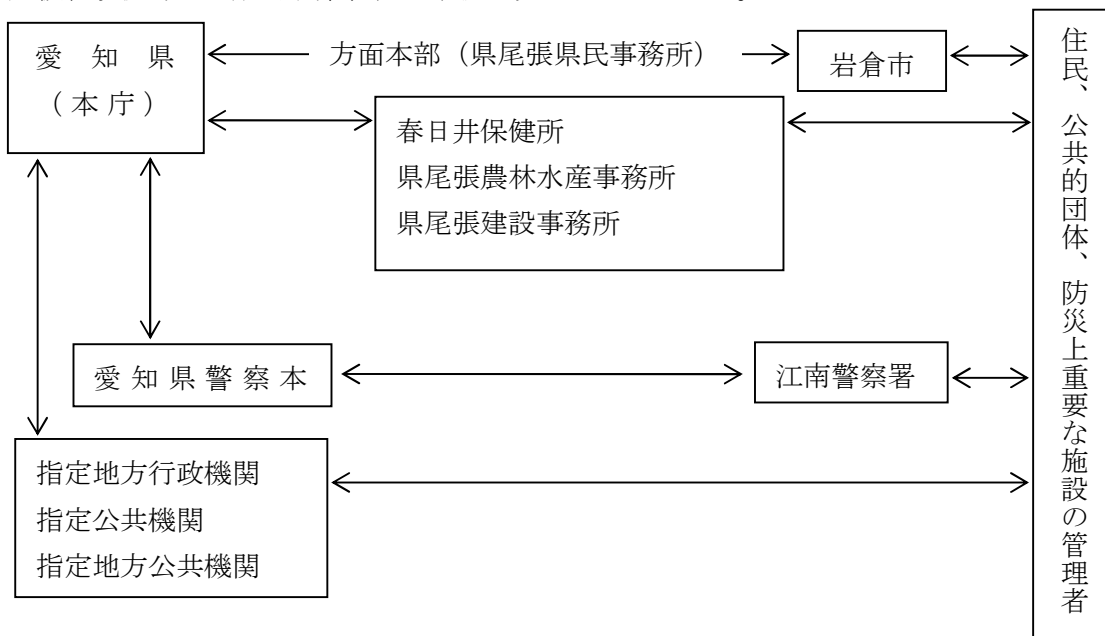
イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

- (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

3 被害状況調査

(1) 調査の時期

被害状況調査は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときに、被害発生及びその経過に応じ、逐次収集する。

- ア 愛知県災害対策本部が設置されたとき。
- イ 岩倉市災害対策本部が設置されたとき。
- ウ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- エ 気象業務法に基づく大雨、洪水注意報が発表されたとき。
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会影響からみて、調査の必要があると認められるとき。

(2) 調査事項

被害状況の調査は、次に掲げる事項について行う。

ア 人的被害に関する事項

- (ア) 死者の数
- (イ) 行方不明者の数
- (ウ) 重傷者の数
- (エ) 軽傷の数

イ 住家の被害に関する事項

- (ア) 全壊（全流出、全埋没、全焼失を含む。）棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数
- (イ) 半壊（半流出、半埋没、半焼失を含む。）棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数
- (ウ) 一部破損棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数
- (エ) 床上浸水棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数
- (オ) 床下浸水棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数

ウ 非住家の被害に関する事項

- 全壊又は半壊（流出、埋没、焼失を含む。）棟数

エ 田畑の被害に関する事項

- (ア) 田の流出又は埋没面積並びに冠水面積

- (イ) 畑の流出又は埋没面積並びに冠水面積
- オ その他の被害に関する事項
 - (ア) 道路決壊箇所名、箇所数
 - (イ) 橋梁流出箇所名、箇所数
 - (ウ) 堤防決壊箇所名、箇所数
 - (エ) 鉄道不通箇所名、箇所数
 - (オ) その他の被害
- カ 被災者に関する事項
 - 被災世帯数及び人員
- キ 被害額に関する事項
 - 物的被害の概算額
- ク 応急措置の状況
- ケ 被害認定基準
 - 被害の認定基準に基づくものとする。

3 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

市及び関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

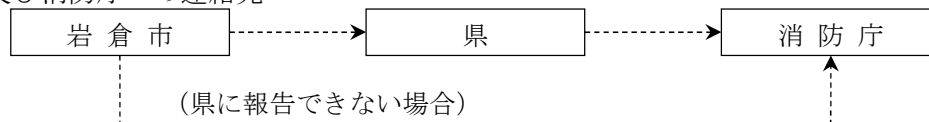
市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

県及び消防庁への連絡先



区 分		第 1 非常配備		第 2 非常配備 (準備体制)		第2非常配備 (準備強化体制)		第 2 非常配備 (警戒体制)		第 3 非常配備		
勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)				災害対策センター (三の丸庁舎地下 2 階災害対策室)						
	NTT	庁舎代表		052-961-7211		庁舎代表		052-961-7211				
		防災	内線	2432、2437		内線		2901、2428				
			直通	052-961-1464		直通		052-973-4595				
		消防	内線	2434、2438								
			直通	052-961-1474								
		保安	内線	2433、2435								
		直通	052-961-1519									
	NTT FAX	052-951-9106				直通		052-973-4596				
	防災行政無線	消防	無線発信番号-602-2434、2438				総括班		無線発信番号-602-2901			
		防災	無線発信番号-602-1101、2432、2436、2437				総務班		無線発信番号-602-1105			
		保安	無線発信番号-602-2433、2435				情報班		無線発信番号-602-1101、1102、1106			
				無線発信番号-602-1105								
						緊急物資班		無線発信番号-602-2271、2313				
						支援班		無線発信番号-602-1107				
防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1150				無線発信番号-602-1150 受信 無線発信番号-602-1151 発信							
勤務時間外	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)				上記勤務時間内の欄に同じ						
	NTT	庁舎代表		052-961-7211								
		直通		052-961-1474								
	NTTFAX	052-951-9106										
	防災行政無線	無線発信番号-602-1101、2432、2436、2437										
防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1150											

※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡がとれない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。

〈消防庁への連絡先〉

通常時（平日・年末・年始除く）9:00～17:00（消防庁応急対策室）

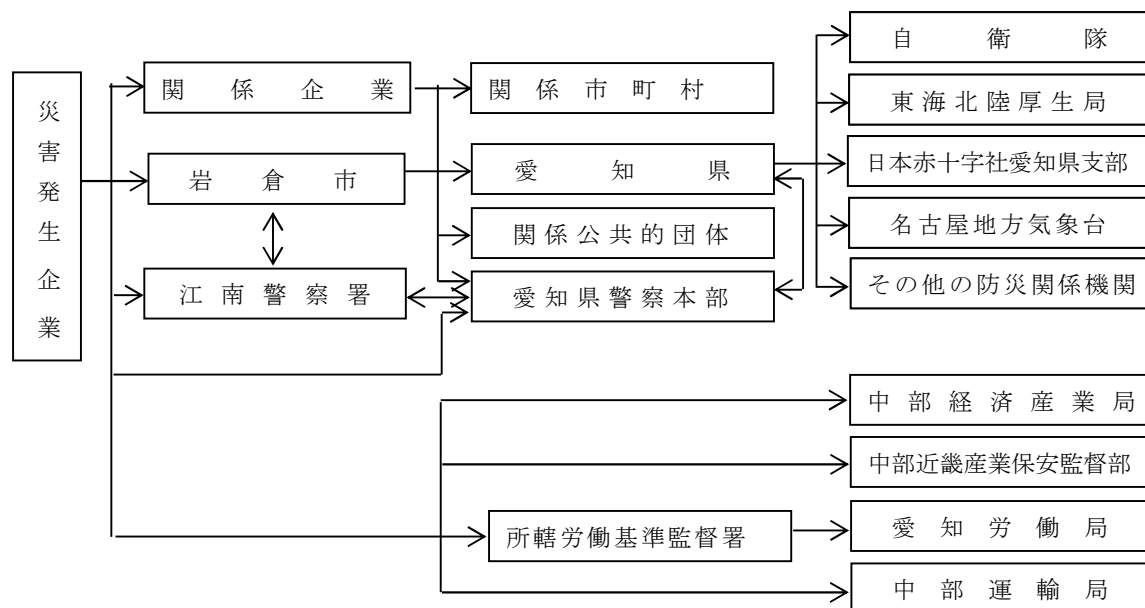
（NTT 回線）	（消防防災無線）	（地域衛星通信ネットワーク）
03-5253-7527	7527	TN-048-500-7527
03-5253-7553 (FAX)	7537 (FAX)	TN-048-500-7537 (FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

（NTT 回線）	（消防防災無線）	（地域衛星通信ネットワーク）
03-5253-7777	7782	TN-048-500-7782
03-5253-7553 (FAX)	7789 (FAX)	TN-048-500-7789 (FAX)

4 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

(1) 陸上災害の場合



5 その他の情報の収集伝達

市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝 達 の 対 象 と な る 被 害		伝 達 内 容
災 害 発 生 状 況 等	被害状況・災害対策本部の設置状況 対策状況（全般）	様式第2その1から様式第3その1によること。
人 ・ 住 家 被 害 等	人的被害、住家被害	様式第3その2
	避難状況、救護所開設状況	様式第3その3
公 共 施 設 被 害	公共施設、道路被害 鉄道施設被害、電信電話施設被害 電力施設被害、ガス施設被害 水道施設被害	様式第3その4 （確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域各等について各関係機関の定める様式により行うものとする。）

6 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

第2節 通信手段の確保

1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続きを経て、これを他人に利用させることができる。

(2) 防災相互通信用無線局の使用

市、県及び防災関係機関は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(3) 衛星通信施設の使用

市、県及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(4) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(5) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。

(オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)

(カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。

(キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。

(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(6) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行う

ことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(7) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、この場合、知事を通じて行うものとする。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。

ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

イ 防災行政無線

- ウ コミュニティ FM やケーブルテレビの放送
- エ Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
- カ 広報紙等の配布
- キ 広報車の巡回
- ク 掲示板への貼紙
- ケ その他広報手段

4 広報内容

(1) 事前情報の広報

- ア 気象に関する情報
- イ 河川の水位の情報
- ウ 公共交通機関の情報
- エ その他の情報

(2) 災害発生直後の広報

- ア 災害の発生状況
- イ 地域住民のとるべき措置
- ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
- エ 救護所の開設状況
- オ 道路情報
- カ その他必要事項

(3) 応急復旧時の広報

- ア 公共交通機関の状況
- イ ライフライン施設の状況
- ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
- エ 公共土木施設等の状況
- オ ボランティアに関する状況
- カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- キ 被災者相談窓口の開設状況
- ク その他必要事項

5 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

- ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(L アラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

- イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

ア 災害関係記事又は番組

イ 災害関係の情報

ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組

エ 関係機関の告知事項

第4章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 市、県及び各防災機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

(1) 国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村

から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市の措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊における措置

(1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

(2) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

(3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

※ただし、県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任

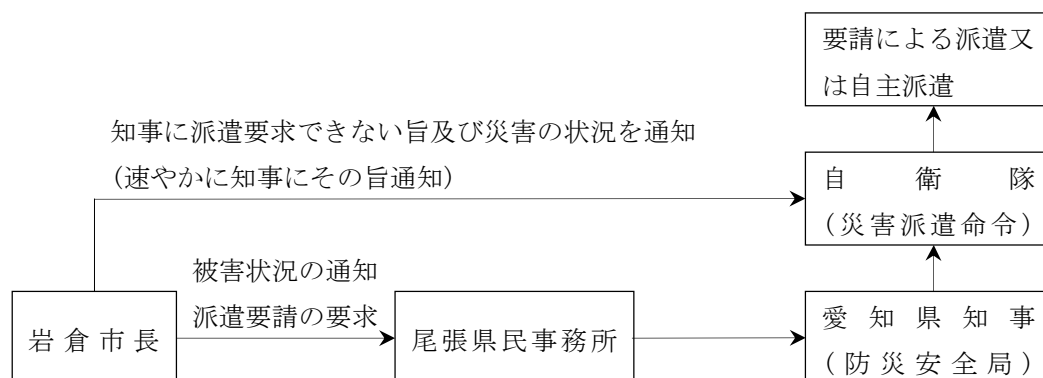
(5) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

4 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。

5 災害派遣部隊の受入れ

市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

ア 事前の準備

- (ア) ヘリポート用地として、基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- (イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (エ) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入時の準備

- (ア) 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近く上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- (イ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (ウ) 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (エ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を

基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

1 市における措置

- (1) 市から要請を受けた岩倉市社会福祉協議会は、岩倉市地域ボランティア支援本部を設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (2) 岩倉市地域ボランティア支援本部に配置された岩倉市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

2 コーディネーターの役割

- (1) 岩倉市地域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、**災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし**、被災者のニーズや支援活動の全体像を**関係者と積極的に共有し**、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。**これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。**

第5節 防災活動拠点の確保等

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開

設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 防災活動拠点の確保

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

3 防災活動拠点の区分と要件等

要件等		1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体		市町村	県及び政令市(※)	県及び政令市	県			県
災害想定 の規模		市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の規模		隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			中部・全国の都道府県等
役割		被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数		市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所
要件	面積	1ヘクタール程度以上できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード10ヘクタール程度以上	1ヘクタール程度以上大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等できれば宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路	耐震岸壁1万トン以上の船舶の係留施設	倉庫等

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

第5章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）、警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 県は発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 市及び防災関係機関は、警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長は（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 災害発生事業所等における措置

災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後はその指揮を受けて救出活動を実施する。

3 関係機関における措置

応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 航空機の活用

1 航空機の運用調整

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署を設置する。

(2) 調整事項等

県は、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する「航空情報（ノータム）の発行」依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

2 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 市における措置

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。

ア 災害の種別

イ 災害の発生場所

ウ 災害発生現場の気象状況

エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

カ 応援に要する資機材の品目及び数

キ その他必要な事項

(2) 県における措置及び名古屋市（消防航空隊）

知事は、市長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行う。

この措置は、地方自治法第 252 条の 14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき。

イ 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合

ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 市は、救護所を設置し、必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、市内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、県が設置する保健医療調整会議に参画して、市内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 医療関係機関における措置

- (1) 医療関係機関は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

3 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

4 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として市及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、市、県、災害拠点病院等で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びSCUへ搬送する場合については、要請に基づき県、警察、自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

5 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。

圏内での調達が不可能な場合は、県が設置する保健医療調整本部に調達を要請する。

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

(1) 防疫組織

市に災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡を取り、被害状況の早期把握に努める。また、被災地に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 県の指示及び指導に基づき感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

2 栄養指導等

- (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

3 健康管理

- (1) 市及び県は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

4 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

ア 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき

避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 県は、保健活動に必要な災害情報を収集し、市に情報提供と支援を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

5 避難所の生活衛生管理

市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

6 動物の保護

(1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

(2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

7 災害時健康危機管理の全体調整

(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

(2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

8 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

(3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。

(4) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

(5) 県は、市からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、DPATを派遣する。

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第1節 道路交通規制等

1 警察における措置

警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

(4) 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本

部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条第 1 項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第 76 条の 2 の規定により、緊急交通路内の内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所

イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に

緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

- (3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

- (1) 市は、人員・物資等の輸送手段を確保する。

- (2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材

(7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

3 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の**確認申出**を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第 1 節 1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

第8章 水害防除対策

■ 基本方針

- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜に対する措置を実施する。
- 洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。

第1節 水防

1 水防管理者、水門の管理者における措置

(1) 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、愛知県尾張水害予防組合管内の地域的特性に応じて適宜増減したうえ、必要事項を網羅して定める。

(2) 水防活動

ア 水防団の出動

水防管理者は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態になったとき、県及び愛知県尾張水害予防組合の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害か所その他特に重要なか所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合はただちに水防管理者に連絡する。

ウ 水防作業

河川が越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して主として、積み土のう工、月の輪工、釜団工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

エ 水防情報

適切な水防活動を行い、避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川の情報であることから、愛知県尾張水害予防組合、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

オ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

カ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水

防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

キ 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

(3) 湛水排除

市は河川堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施し、排水ポンプにより排水作業を実施するほか、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

2 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

イ 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

ウ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) 湛水排除

第2節5(1)「農業用施設に対する応急措置」を参照のこと。

3 新川流域の排水調整

一級河川庄内川水系新川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は現在の河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減するために実施する。

(1) 単位流域

ア 新川下流域（3市町）

五条川合流点より下流の新川が直接排水を担う流域

イ 五条川流域（12市町）

五条川が排水を担う流域

(2) 基準地点の基準水位

排水調整の基準となる基準地点（水位観測所）基準水位は次のとおりとする。

単 位 流 域	新川下流域	五条川流域
基 準 地 点	下之一色水位観測所	春日水位観測所
準 備 水 位	2 . 2 0 m	4 . 6 0 m
停 止 水 位	2 . 9 0 m	5 . 4 0 m
再 開 水 位	2 . 7 0 m	5 . 2 0 m

※ア 準備水位 基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位

※イ 停止水位基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合は排水調整を行う水位

※ウ 再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し排水機の排水を再開する水位

(3) 排水調整の通知、発令、解除等の伝達経路

各水位に到達したとき、河川管理者から排水機の管理者に伝達を行う。

4 水位情報の周知

知事が洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位を定め、当該河川の水位が避難判断水位に達したときには、その旨を一般に周知するもの。

避難判断水位は市が行う避難情報の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供する。

(1) 水位情報の周知を行う河川及び区域

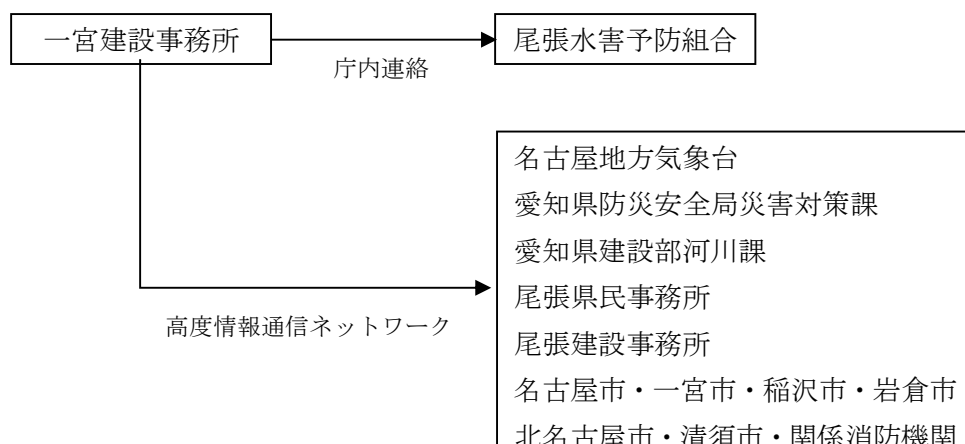
河川名	区域（起点～終点）
五条川（上流）	巾下川合流点～青木川合流点

(2) 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位（単位m）

河川名	観測所名	水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	出勤	避難判断	氾濫 危険 (危険)	発表者
五条川 (上流)	曾野	(1.80)	(2.60)	(3.20)	3.70	4.15	一宮建設 事務所長

水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水（警戒水位）、出勤水位については、参考水位のため、（ ）書きとしている。

(3) 水位情報伝達系統



第2節 防災営農

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

1 市における措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

市は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

(2) 土のう積等による排水機の浸水防止

市は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

(3) 用排水路の決壊防止

市は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

(4) 頭首工の保全措置

市は、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(農作物に対する応急措置)

2 市、県及び農業協同組合における措置

(1) 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、市、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 種子粕の確保

県は、愛知県米麦振興協会等において種子粕の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子粕を愛知県米麦振興協会等へあつせんするよう依頼し、種子粕を確保する。

(3) 病害虫の防除

ア 防除指導等

県は、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、市、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指示指導する。

イ 農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合に対し、農薬を農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

ウ 防除器具の確保

県は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、県内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、国に防除器具の貸与を依頼し、防除器具を確保する。

(4) 凍霜害防除

県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を市へ伝達する。

市及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

(家畜に対する応急措置)

3 市、県及び畜産関係団体における措置

(1) 家畜の管理指導

県は、市、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、市、家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

(3) 飼料の確保

県は、農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、市からの連絡により、愛知県飼料工業会等に対し、市経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保する。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

市は、湛水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、市は、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村等へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被

災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する市所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 広域一時滞在に係る協議等

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請

するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第 1 節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 応急給水

- (1) 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
- (2) 市及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 1 人 1 日当たりの所要給水量は 3 ℓ 程度とする。
- (4) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をすることとし、飲料水は、末端給水までの塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- (5) 給水の方法は、非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。
- (6) 給水能力範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸を水源に選択して、ろ水基地とし、ろ水機によりろ過したのち塩素剤による消毒を行い、末端給水時の遊残留塩素を 0.4 PPM 程度とする。
- (7) ろ過消毒をした水は、ポリエチレン容器等の搬用容器に入れ、自動車等により、搬送し給水する。
- (8) 取水した水は、給水車（給水車に代用できる消防車等を含む。）又は搬送容器に入れ、自動車等により搬送し給水する。

3 応急給水用機器

2,000ℓ給水車	1 台	(上下水道課)
1.3m ³ /h ろ水機	5 台	(消防本部)
10,000ℓ水槽車	1 台	(消防本部)
1,000ℓウォーターバルーン	4 基	(消防本部)
3,000ℓウォーターバルーン	3 基	(消防本部)
500ℓポリタンク	1 基	(上下水道課)
20ℓポリ容器	30 器	(上下水道課)
10ℓポリ容器	38 器	(上下水道課)
10ℓ非常用給水袋	6,290 袋	(上下水道課)
5ℓポリ容器(折りたたみ)	1,500 器	(消防本部)

4 費用の限度

費用は別表「災害救助法による救助の方法及び期間」の範囲内の額とする。

5 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事の承認を得て延長することができる。

6 供給目標及び確保水量

(1) 2―(3)による1人1日当たりの供給目標とし、4日目からは20ℓ程度を目標とすることが望ましい。

(2) 5による非常用水源の確保水量は、次のとおりとする。

被災対象人口×30ℓ×3日

被災対象人口×20ℓ×4日～12日

7 応援体制

(1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。

(2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

8 その他

給水計画において整備保存すべき帳簿は、次のとおりである。

(1) 飲料水供給簿(様式第22)

(2) 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品資材受払簿(様式第23)

(3) 給水用機械器具修繕簿(様式第24)

第2節 食品の供給

1 市における措置

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階 アルファ化米、栄養補助食品など

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、お粥、粉ミルク等の食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

カ 学校給食センターは、調達可能な食材があれば調達を行い、委託業者の協力を得て、調達した食材等を調理し、避難所等に配給を行う。

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

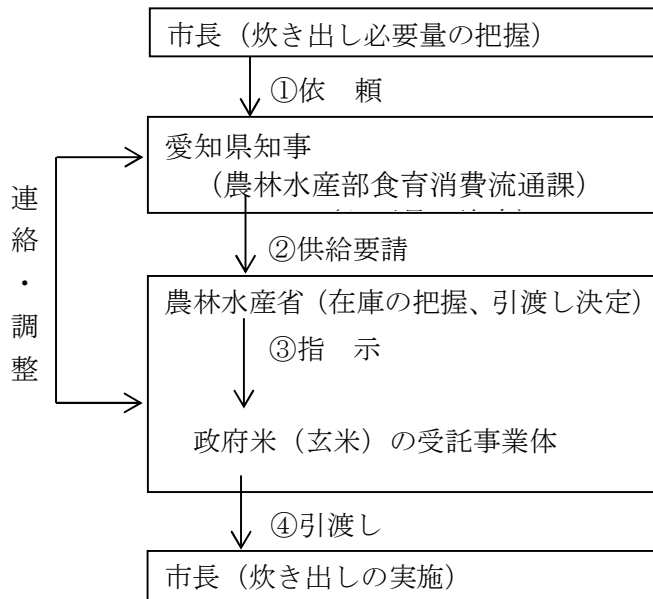
ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀を確保する手順図



2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

1 市における措置

(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第 1 1 章 環境汚染防止及び地域安全対策

■ 基本方針

- 市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため県等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第 1 節 環境汚染防止対策

1 市における措置

(1) 環境汚染事故の把握

県等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、県等関係機関へ情報提供をするとともに、大気汚染防止法第 17 条第 3 項、水質汚濁防止法第 14 条の 2、ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項、県民の生活環境の保全等に関する条例第 70 条第 2 項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質による環境汚染の状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

第 2 節 地域安全対策

1 警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

2 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第 1 2 章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第 1 節 遺体の搜索

1 市における措置

(1) 遺体の搜索

警察と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視(調査※)を得る。

現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

第 2 節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第 13 章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第 1 節 電力施設対策

1 中部電力株式会社、株式会社 J E R A における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には各電力会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT 加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

- ① 火力設備
- ② 超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

- ① 人命にかかわる病院
- ② 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するように努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時における PR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、Web サイト等の広報機関その他を通じて PR する。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社 J E R A を除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

2 県（防災安全局、関係局）における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

第2節 ガス施設対策

1 東邦ガス株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

1 水道事業者における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、市への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

また、状況により岩倉市水道指定工事店協力会、一般土木建設業者の応援を要請し、復旧作業の円滑を図る。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第4節 下水道施設対策

1 下水道管理者における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

ウ 復旧体制

資材、工器具等資機材の必要量の保有に努め、災害の規模、程度により必要な場合は、土木業者等に対してポンプの借用、人員の応援を求める。

第5節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

(2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

(3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 市及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急

措置をとる。

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第6節 郵便業務の応急措置

1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

1 県、市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第 1 4 章 航空災害対策

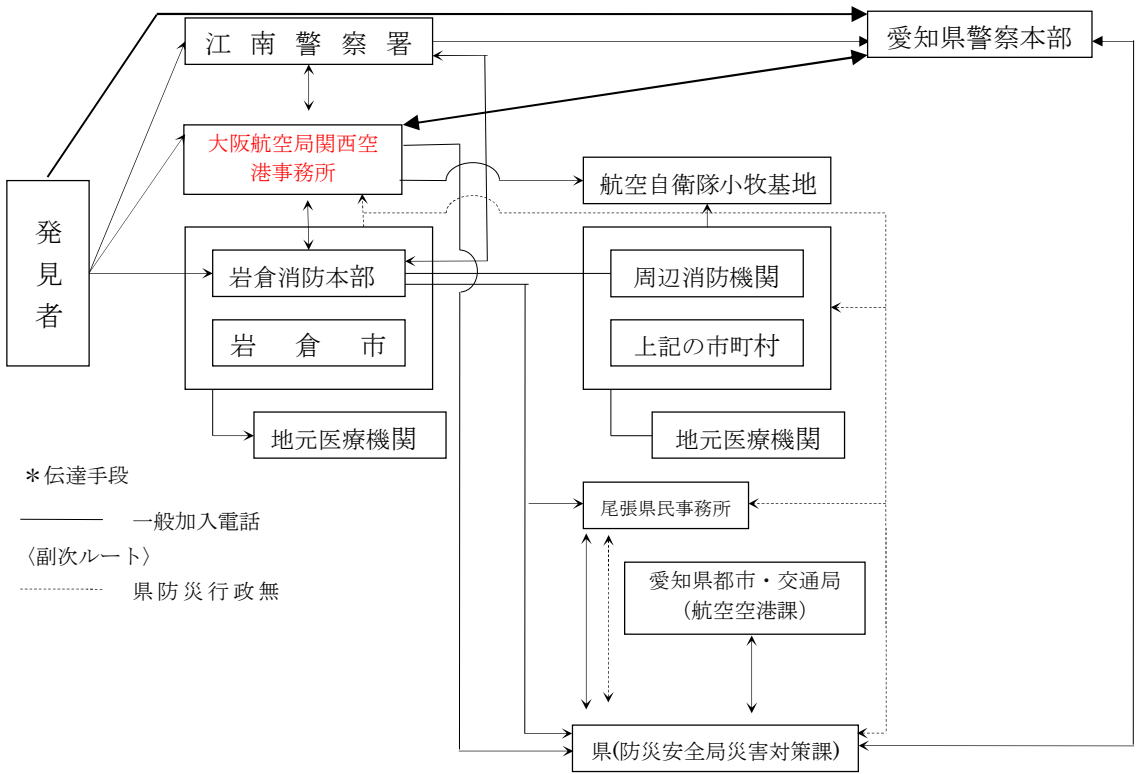
■ 基本方針

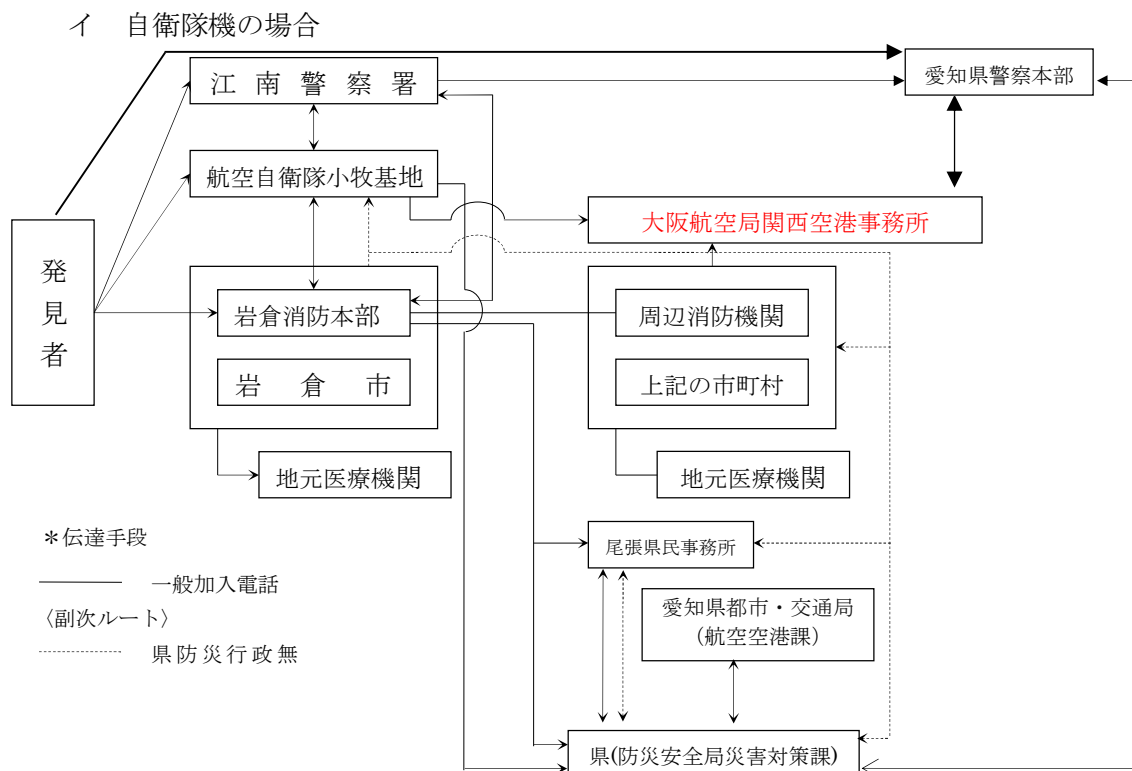
- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1 情報の伝達系統

万一災害が発生した場合の通報連絡は下記のとおりとする。

ア 民間航空機の場合





2 市における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、「1 伝達系統」により県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

空港事務所等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、自己の消防力では対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 応援協力関係

その他防災関係機関は、市、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

第 15 章 鉄道災害対策

■ 基本方針

- 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

1 鉄道事業者における措置

(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに市、県、警察、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（第 5 章「救出・救助対策」参照）。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置については、第 13 章「交通施設の応急対策」により実施する。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市における措置

(1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第 1 2 章「遺体の取扱い」により実施する。

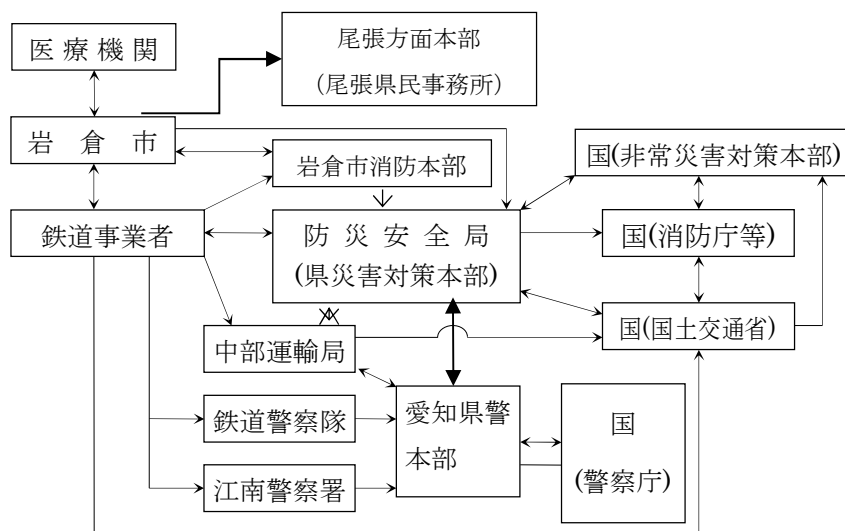
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



- (1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第 16 章 道路災害対策

■ 基本方針

- 橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。
- なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第 17 章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

1 市における措置

(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第 12 章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

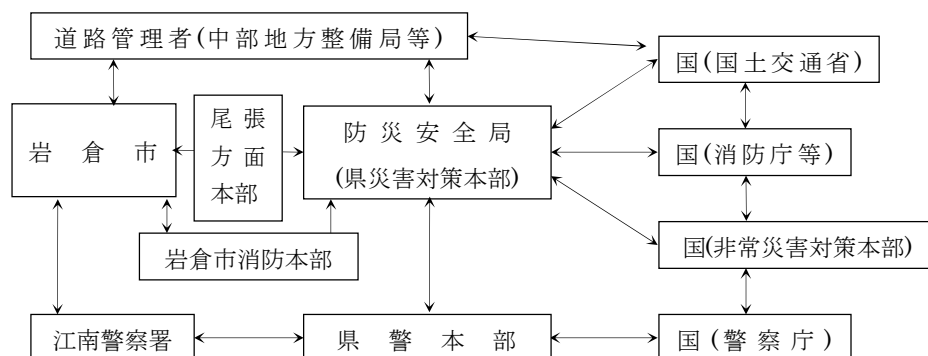
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

- (1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第 17 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

■ 基本方針

- 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第 1 節 危険物等施設

1 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

2 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第 2 節 危険物等積載車両

1 市における措置

市は、第 1 節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第 18 章 高圧ガス災害対策

■ 基本方針

- 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第 1 節 高圧ガス施設

1 市における措置

市は、第 17 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

2 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第 2 節 高圧ガス積載車両

1 市における措置

市は、第 17 章第 1 節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

第 19 章 大規模な火事災害対策

■ 基本方針

- 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。
- なお、第 17 章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第 18 章「高圧ガス災害対策」の定めについても留意するものとする。

1 市における措置

(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、第 9 章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第 12 章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

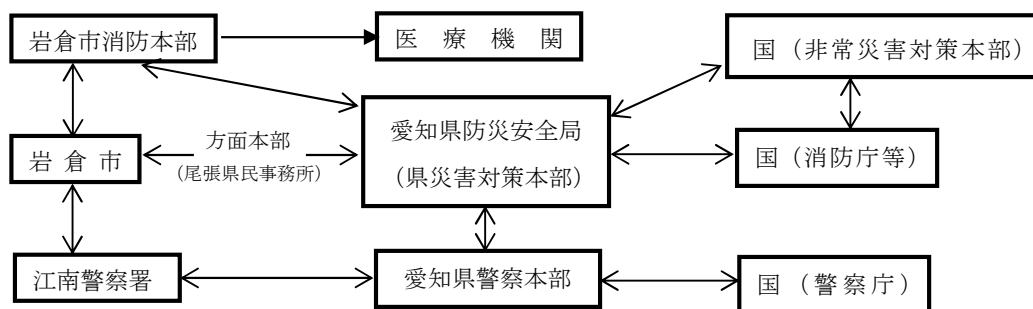
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

- (1) 市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (3) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第20章 地階等における都市ガス災害対策

■ 基本方針

- 地階等においてガス等による災害から不特定多数の者及び地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し被害の軽減を図る。

1 市における措置

(1) ガス事業者への通報連絡

地階等の所有者等から直接ガス漏れ又はガス事故発生の通報を受けた場合には、直ちにガス事業者に対し通報連絡するものとする。

(2) 地階等の所有者等に対する危害防止措置の指示

地階等の所有者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限、退去等命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導

現場の警察官と協力して、警戒区域内への人及び一般車両の通行等を規制するとともに、火気使用禁止等の広報活動を徹底し、あわせて警戒区域内の住民の適切な避難誘導を講ずるものとする。

(5) 救助及び消火活動

市消防計画等により消防隊を出動させ、当該地下街等の救助及び消火活動を実施する。

この場合、必要に応じて当該地階等の所有者等からの報告、助言を受け、あるいは他の防災関係機関及び自衛消防隊の協力を得て実施するものとする。

(6) ガス事業者に準じたガスの供給停止措置

ガス事故災害防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、直ちにガス事業者に対し通報連絡し、現場に出動した保安要員は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、必要に応じ、ガス事故災害防止のためガスの供給停止等の措置を講ずる。

(7) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(8) 他の市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

2 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第 2 1 章 放射性物質及び原子力災害応急対策

■ 基本方針

- 放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。
- 核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、対策をとるものとする。
- 市は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第 2 3 条の 2 及び岩倉市災害対策本部条例により、災害対策本部を設置する。なお、市の地域を対象とした原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害対策特別措置法第 2 2 条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第 1 節 非常配備体制

1 災害対策本部の設置・運営

市は、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令及び地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(2) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署等の関係機関に通報するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市に災害救助法が適用された場合は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

2 防災関係機関における活動体制等

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに

に、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

3 原子力防災業務関係者の安全確保

(1) 原子力防災業務関係者の安全確保方針

原子力防災業務関係者の被ばく管理に関しては、県は必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しをあっせんするものとするが、原則として原子力防災業務に携わる各機関の責任で行う。

(2) 防護対策

市、県及び防災関係機関は、必要に応じ、その管轄する原子力防災業務関係者に対し、防護服、防護マスクなどの放射線防護資機材を調達し、被災地域へ派遣された職員の安全確保に配慮する。

また、県は、必要に応じ、市やその他防災関係機関に対して、防護対策に必要な情報を提供するものとする。

4 職員の派遣要請

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条、原子力災害対策特別措置法第 10 条）

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、市長は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

なお、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項前段に規定する事象が発生した場合は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事務所外運搬にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に対し、その事態の把握のため専門知識を有する職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条）

災害対策基本法第 29 条の規定による職員の派遣について、市長は知事に対してあっせんを求めることができる。

また、地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員の派遣について、市長は知事に対し、あっせんを求めることができる。

第 2 節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策

1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(1) 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報

事業者は、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、直ちに所轄労働基準監督署、県警察、第四管区海上保安本部、市町村、消防機関等へ通報するものとする。

(2) 事故等の発生に係る文部科学省への届出

事業者は、(1)の事態が生じた場合、遅滞なく文部科学省へ届出を行う。

(3) 事故等の発生に係る厚生労働省への通報

(4) 事故等の発生に係る警察庁等への通報

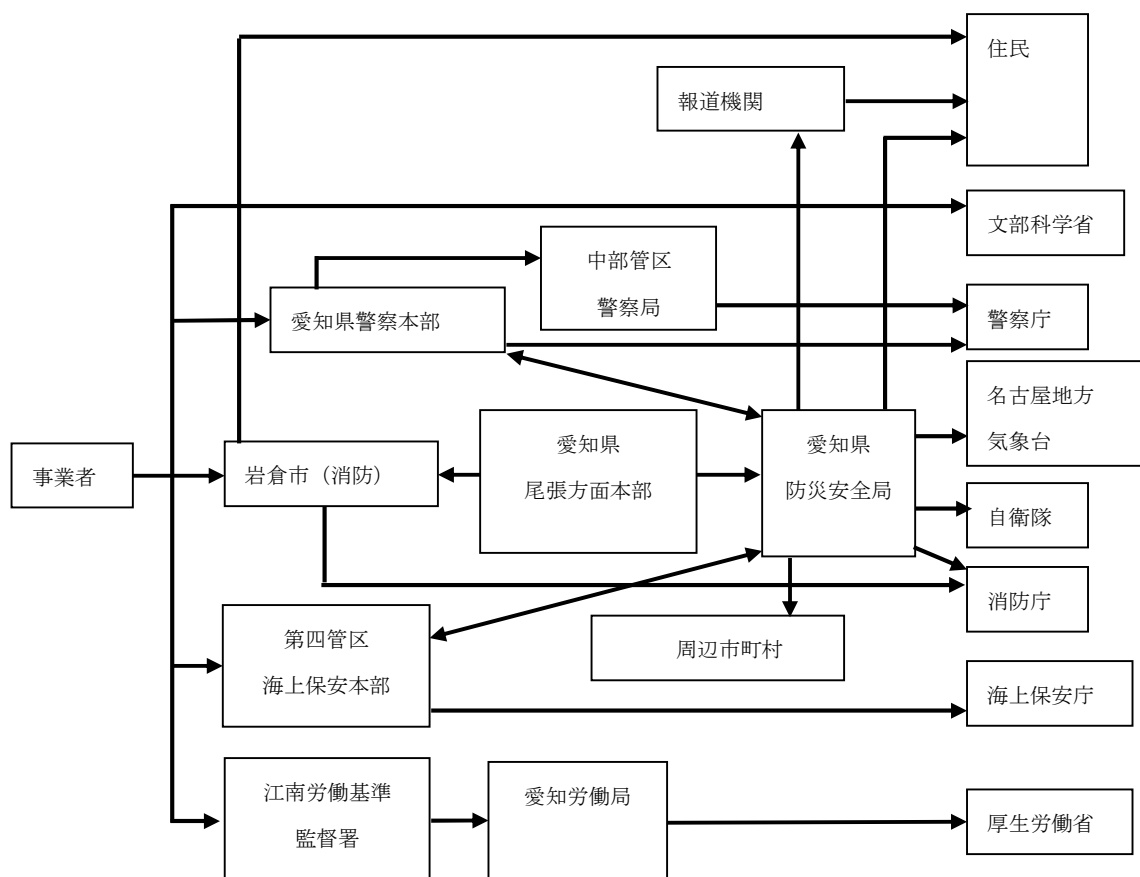
(5) 事故の発生に係る警察庁への通報

(6) 事故等の発生に係る海上保安庁等への通報

(7) 事故等の発生に係る県への通報

(8) 事故等の発生に係る消防庁等への通報

(9) 情報の伝達系統



2 放射線障害の発生又は拡大防止措置

事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

3 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置

(1) 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置

市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

(2) 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

県警察は、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

4 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

5 広報活動の実施

市及び県警察は、協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

また、県は必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

6 交通の確保

県警察は、必要に応じて交通規制を実施する。

7 放射線防護資機材の貸出しのあっせん

県は、応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しをあっせんする。

8 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。

9 事業者に対する労働者退避等措置の指示

愛知労働局は、必要に応じ、事業者に対し、労働者の退避等の措置を指示するものとする。

10 医療関係活動

(1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

- (2) 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第3節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(1) 事故の発生に係る市への通報等

事業者は、事故が発生したときは、事故の概要等について原子力規制庁に直ちに通報し、市、県、県警察、消防機関、第四管区海上保安本部に速やかに通報するとともに、事故現場周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市、県、県警察、消防機関に連絡するものとする。

(2) 事故の発生に係る県等への連絡

市は、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

(3) 事故に係る情報収集及び防災関係機関等への連絡

県は、事故の概要、放射線量、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、現場の状況把握に努める。

また、防災関係機関への情報伝達を行うとともに、周辺市町村に事故の概要及び対策等を連絡する。

(4) 事故の発生に係る警察庁等への通報

県警察は、事業者等から事故の発生の通報を受けた場合、警察庁、中部管区警察局及び県へ直ちに通報する。

(5) 事故の発生に係る警察庁への通報

中部管区警察局は、事故の概要を警察庁へ速やかに通報する。

(6) 放射能影響の早期把握等に資する防災気象情報の県への提供

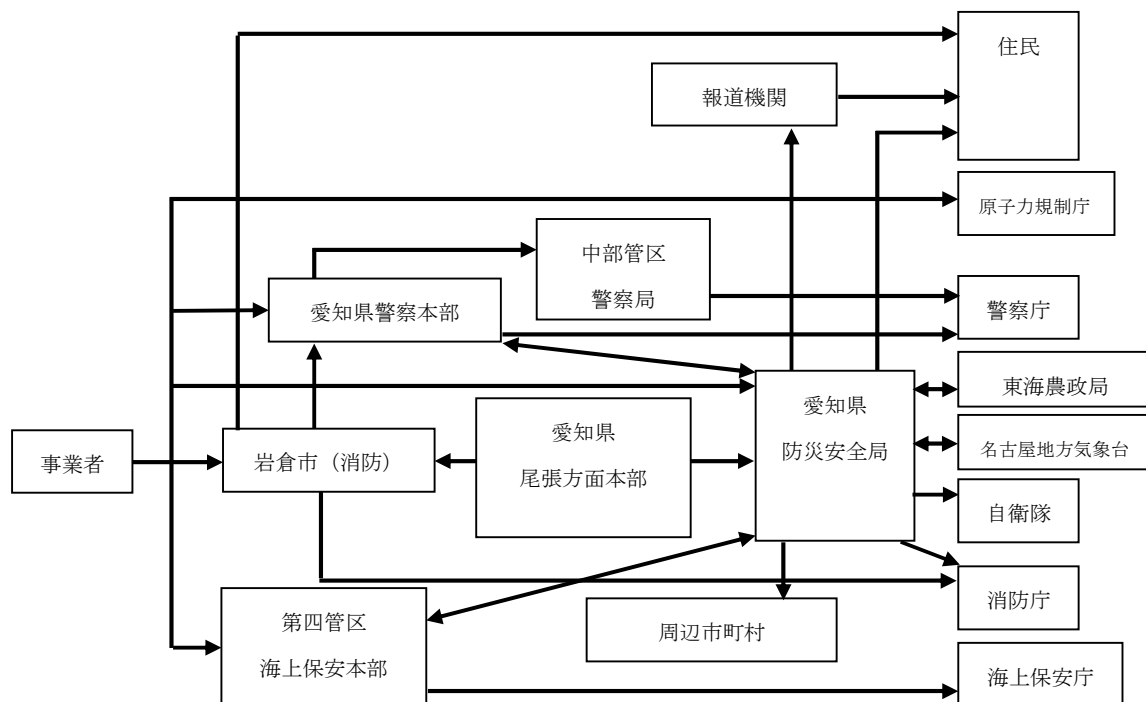
名古屋地方気象台は、事故の発生の連絡を受けた場合、放射能影響の早期把握等に資する防災気象情報を県に提供するものとする。

(7) 農業への影響に関する情報等の収集・連絡

東海農政局は、農業への影響に関する情報等の収集を行うとともに、県、関係機関に連絡する。

(8) 伝達系統

事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 放射線の測定、汚染の防止等

事業者は、放射線の測定、汚染の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

3 専門的知識を有する職員の派遣要請

市及び県は、必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

4 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、国等の専門家の指導・助言を得て、事業者、国及び消防機関と協力してモニタリングを行い、その結果を公表する。

5 原子力災害合同対策協議会への出席

市及び県は、国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

6 市民等に対する屋内退避、避難指示

(1) 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(2) 避難指示

市長は、必要に応じて避難指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

(3) 広報活動等による避難等の支援

県は、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等が放射線の影響を受けないように、市民等の住民等の屋内退避、避難指示が速やかになされるよう広報活動等により支援する。

(4) 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

県警察は、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

7 市民等への的確な情報伝達

(1) 市民等への情報伝達活動

市、県及び警察は、連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

(2) 市民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

8 医療関係活動

(1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

(2) 市及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

9 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

10 自衛隊への災害派遣要請等

(1) 自衛隊への災害派遣要請

県は、受入体制を整え、自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 災害派遣要請に基づく活動

自衛隊は、災害派遣要請に基づき、モニタリングの支援、被害状況の把握、避難援助、応急医療、救護、人員及び物資の緊急輸送、その他を行うものとする。

11 汚染された食品等の流通防止

県は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

1 2 交通の確保

(1) 交通規制の実施

県警察は、必要に応じて交通規制を実施する。

(2) 広域交通規制の調整

中部管区警察局は、広域交通規制の調整を行うものとする。

1 3 輸送の確保

中部運輸局は、輸送手段調達のあっせん、輸送確保のための連絡調整、輸送機関の安全輸送確保等に関する指導、監督を行うものとする。

1 4 輻輳対策

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

第4節 県外の原子力発電所等における異常時対策

1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(1) 県への情報伝達・報告

4 原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

(2) 防災関係機関への情報伝達

県は、4 原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市等へ情報を伝達する。

(3) 国、所在県及び隣接県との連携

県は、国、所在県及び隣接県と連携し、情報収集、情報交換を行い、必要に応じて所在県に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県への影響を把握し、効率的、効果的に応急対策が行えるよう努める。

特に、内閣府及び原子力規制庁との間においては、県内の応急対策活動の状況等を随時連絡するとともに、必要な指示を受けるなど、相互の連携を密にするものとする。

また、収集した情報は、必要に応じて随時市、防災関係機関へ連絡する。

(4) 気象情報の提供

名古屋地方気象台は、県から4 原子力事業者の県外の原子力発電所等における異常時の通報を受けた場合、必要に応じて放射能影響の早期把握に資する防災気象情報を県に提供するものとする。

(5) 地理情報の提供

国土地理院中部地方測量部は、県から4 原子力事業者の原子力発電所等における異常時の通報を受けた場合、必要に応じて関係する地域の防災地理情報を県に提供するものとする。

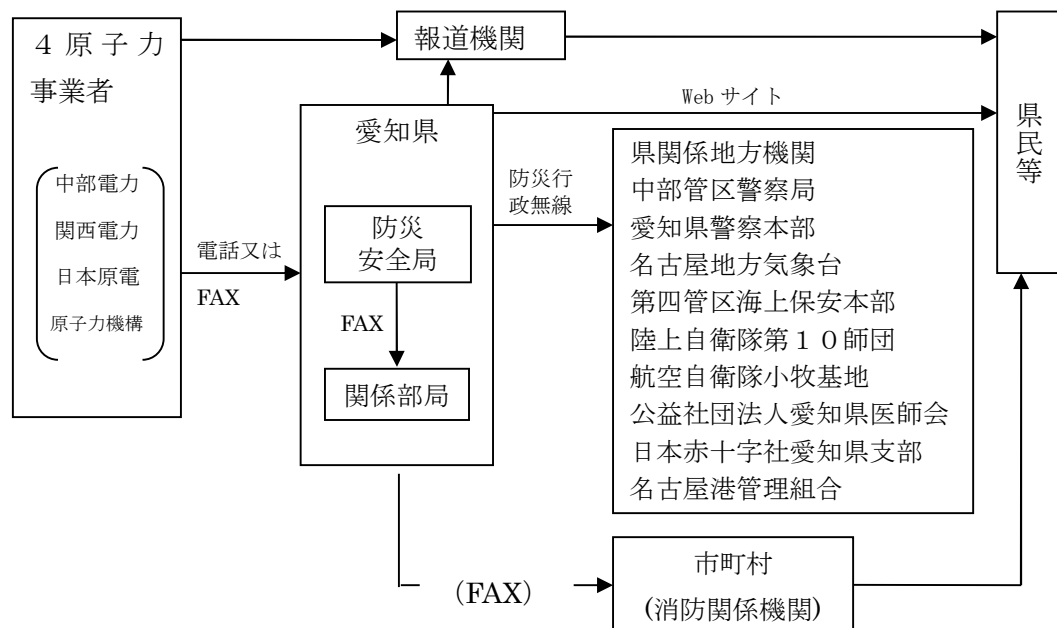
(6) 県内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市の地域

が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市及び県は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市及び県が行う応急対策について協議する。

(7) 情報の伝達系統

4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。



2 緊急事態応急対策等の実施

4 原子力事業者は、以下の緊急事態応急対策を行う。

- (1) 通報連絡等
- (2) 応急措置の実施
- (3) 緊急事態応急対策

3 活動体制の強化

アドバイザーへの協力要請

県は、必要に応じ、アドバイザーへ協力を要請し、専門的、技術的な立場からの助言を求める。

4 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

(1) 県は、国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、市等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。

また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、市と連携して可搬型測定機器により一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど監視体制を強化する。

また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。

- (2) 県は、モニタリング結果の公表にあたっては、市民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。

5 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

- (1) 県は、O I Lの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を Web サイト等で公表する。
- (2) 市及び水道事業者等は、O I Lの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

6 市民等への的確な情報伝達

(1) 市民等への情報伝達活動

市及び県は、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や防災関係機関と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

また、県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

(2) 市民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

7 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

(2) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

ア 市及び県は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、県民等に次の方法等で情報を提供する。

(ア) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

(イ) 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動

(ウ) 消防本部の広報車等による広報活動

(エ) 市の防災行政無線や広報車等による広報活動

(オ) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

(カ) インターネット、Web サイトの活用による情報提供

イ 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市

民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。

(ア) 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

(イ) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

(ウ) 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。

(エ) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

ウ 警察は、市が上記（２）の措置を講ずる場合、市と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。

(3) 広域避難活動

ア 県は、国等からの指示に基づき、県境を越える避難を行う必要が生じた場合は、避難先である都道府県と協議を行う。

イ 国等からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。

県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート調整を行う。

ウ 市は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、避難させる。

エ 他の市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

オ 鉄道事業者は、市及び県と連携し、避難者の輸送を行う。

カ 自衛隊は、状況により市及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

キ 県は、広域避難活動に伴い、必要となるモニタリング、スクリーニングあるいは除染等の作業に係る関連資機材の調達について、立地県や隣接県との緊密な連携による効率的、効果的な実施に努める。

(4) 屋内退避、避難を指示した区域における立入制限等の措置

県は、市長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

8 医療関係活動

(1) 市及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。

(2) 市及び県は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

9 消防庁からの要請に基づく消防活動

- (1) 県は、被災地の消防の応援等を行うため、消防組織法第44条に基づき消防庁から緊急消防援助隊（特殊災害部隊等）の出動要請があった場合には、特殊災害部隊（N災害）登録消防本部に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (2) 特殊災害部隊（N災害）登録消防本部は、県からの要請に応じ、速やかに要請を受けた部隊を出動させる。

1 0 放射性物質による汚染の除去

(1) 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、市等と協力して汚染の除去等を行う。

(2) 放射性物質による汚染の除去への協力

市及び県その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

1 1 緊急輸送・交通の確保

(1) 緊急輸送体制の確立

ア 県は、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。

イ 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

(2) 緊急輸送の支援

ア 県警察は、被害の状況及び緊急度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

イ 県警察は、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援に努めるものとする。

1 2 飲料水・食品等の摂取制限等

(1) 飲料水・食品等の摂取制限等

ア 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市又は水道事業者等に指示又は要請する。

イ 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

ア 県は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、市に指示又は要請する。

イ 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

(3) 汚染された食品等の流通防止

県は、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。

1 3 社会秩序の維持対策の実施

(1) 治安の確保

県は、県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すこととする。

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

(2) 流言飛語の防止

県は、災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

1 4 風評被害等の影響の軽減

(1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

(2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

1 5 輻輳対策

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、事故等発生報道後の輻輳対策措置を講じるものとする。

1 6 県外からの避難者の受入れ

(1) 避難者の受入れ

県外からの避難者の受入れは、避難元都道府県と調整した避難計画等によることとするが、それによりがたい場合には、次の対応を行う。

ア 緊急的な一時受入れ

(ア) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

①県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

②市に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。

(イ) 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

イ 短期的な避難者の受入れ

(ア) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

①被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市の施設で対応する。

② ①による受入れが困難な場合、市と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。

(イ) 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

ウ 中期的（６ヶ月から２年程度）な避難者の受入れ

(ア) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

①避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。

②災害救助法に基づく要請を受け、民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

③長期的に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

(イ) 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。

(2) 避難者の生活支援及び情報提供

ア 市及び県は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

イ 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村への情報提供に努める。

ウ 市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。

第 2 2 章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第 1 節 被災宅地の危険度判定

1 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第 2 節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第 3 節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 市、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県を通じて他の市町村に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市及び県における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成 24 年 12 月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 県及び救助実施市における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、「1 市における措置」については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第 2 3 章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第 1 節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 市、県及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 気象警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

災害等に関する情報は、第 3 章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき県から市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則等に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行うものとする。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 私立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

3 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知

を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 県における措置

(1) 文部科学省等に対する応援要請

県は、県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。

(2) 他市町村に対する応援の指示

県は、市の実施する教科書・学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した場合や多数の住民が避難等を余儀なくされた場合など、復興法に定める要件に市域が該当する場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- ケ 漁港災害復旧事業
- コ 下水道災害復旧事業
- サ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

(3) 都市災害復旧事業

(4) 水道災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の $\frac{2}{3}$ 又は $\frac{4}{5}$ を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の $\frac{2}{3}$ 又は $\frac{1}{2}$ を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の $\frac{1}{2}$ を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業

- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

■ 基本方針

- 市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

第1節 災害廃棄物処理対策

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

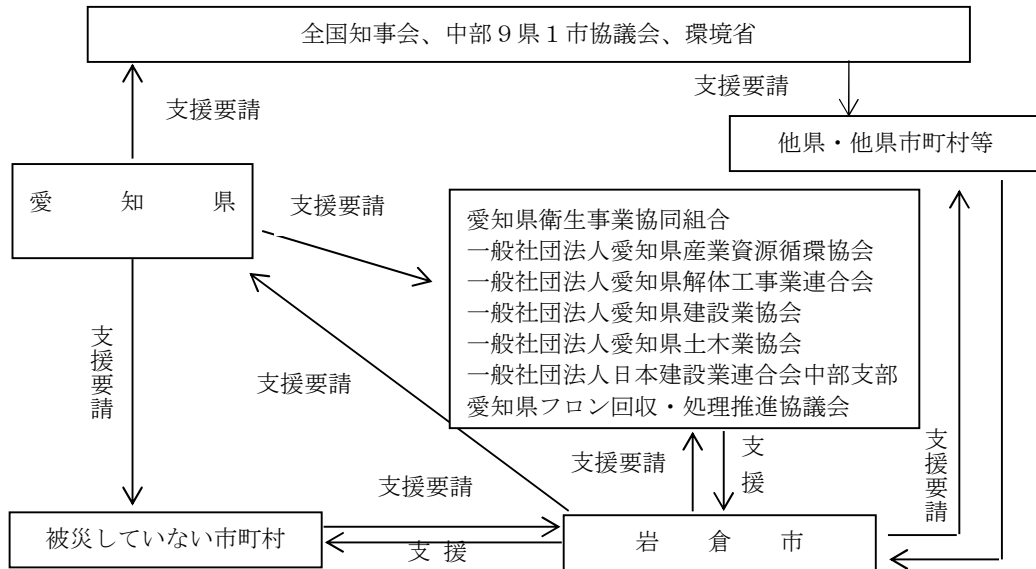
し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

市及び県は、災害が発生した場合に備えて、平成 26 年 1 月 1 日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



第4章 被災者等の生活再建等の支援

■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付

1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への経済的支援等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 市は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる場合、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 市は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、住宅の被害程度、再建方法

に応じて支援金を支給する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は 500 万円以内、その他は 250 万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国 2/4、県 1/4、市町村 1/4)

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250 万円以内、その他は 125 万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国 2/4、県 1/4、市町村 1/4)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国 2/3、県 1/3)

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

2 県における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯に

については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

第4節 住宅等対策

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

■ 基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第6章 放射性物質及び原子力災害事後対策

■ 基本方針

- 本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき県の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果を収集するとともに、状況に応じて環境放射能調査におけるモニタリングの強化体制を継続し、その調査結果を速やかに関係機関、市に連絡し、あわせて市民等に情報提供する。

第2節 放射性物質による汚染の除去

1 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、市と協力して汚染の除去等を行う。

2 放射性物質による汚染の除去への協力

市及び県その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

第3節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 心身の健康相談の実施

市及び県は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。
なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。

第5節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

- (3) 市及び県は、国、関係団体等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配慮を行うこととする。

また、農林水産物、工業品等の輸出支援の実施のため、外国政府等に対し、適切な情報提供を行い、冷静な対応を要請するものとする

第6節 被災中小企業等に対する支援

原子力被害や風評被害により影響を受けた中小企業等への資金繰りを支援するため、県は、必要に応じ、中小企業高度化事業において「災害復旧貸付け」を行うとともに、融資制度により、事業復旧に要する資金を融資することとし、中小企業の実情に応じた対応を行うこととする。

第7節 物価動向の把握

県は、生活必需品の物価動向の把握を行うとともに、その結果を公表するものとする。

第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除

警察は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第9節 災害地域に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

県は、市が行う災害地住民に係る記録に協力する。

(2) 影響調査の実施

県は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査するものとする。

(3) 災害対策措置状況の記録

県は、関係機関の協力を得て、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくこととする。